

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開	
① 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進	（1）理解促進・差別解消	障害理解サポーター事業	開催24回、961人受講	<p><障害理解サポーター養成研修受講団体より></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者の意識の変化について、困っている人を見かけたら声をかける等の意識の変化があったという意見や、講師の話が印象に残っているという意見があった。 <障害理解サポーター養成研修講師より> ・昔に比べて単純な好意的な意見だけでなく、様々な視点からの感想をもらうことが増えたように思う。単純に障害のある人は大変だという感想だけでなく、障害のある人の生活の工夫等に関する意見をもらうようになった ・企業等の要望（新型コロナウイルス感染症の影響もあり）により60分や40分という短時間での実施の要望が増えてきた。短時間で実施する場合には、こちら側の意図が十分に伝わっているのか不安を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度と同様コロナ禍ではあったが、令和2年度と比較して開催件数、受講者数ともに増加した。申込先から要望があった場合にはオンラインで研修を実施する等の対応を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面による研修を基本としつつ、引き続きオンラインによる研修も実施していく。 ・条例見直しに関連するイベント等を通じて、開催実績の無い事業所や団体へ事業の周知を図る。 ・実施件数の拡大に向けて、障害当事者講師の確保並びに育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の話を聞くことで、障害のある方が普段感じていることや、生活するうえでの困難さというものを具体的に知ることができた。 ・疾患だけを理解しようとするのではなく、まずはその方自身を理解しようとする気持ちを持つことが大切という気づきがあった。 ・障害をより身近に感じるようになった。 	<p><サポーター養成研修></p> <p>開催：29回</p> <p>参加人数：846人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の規制緩和等の影響もあり、研修実施件数が昨年度よりも増加した。 ・日常的な利用が見込まれるサービス関係企業等の研修申込が低調である。 <p><障害当事者講師養成></p> <p>新規講師登録者数：17名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規講師候補者向け養成研修を7月～8月に計5回実施し、これまで登録がなかった障害種別の当事者も含め、計17名の講師が新規講師登録を行った。 ・17名の新規登録により、登録講師は全体で38名となり、年間40回実施の目標に向けた体制の充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正により合理的配慮の提供が法的義務となる民間事業者に対し、改正条例の周知と併せ研修受講に繋がる働きかけを行う。 ・年間実施件数40回に向けて、受講歴のない業種等への周知広報を実施する。 ・新規登録講師を中心に、外部講師等による研修を通じて講師の更なるスキルアップを図る。 ・若年層向けの障害理解啓発事業として、本事業の小中学生向けプログラムを検討する。 	
		市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発事業	障害のある方と接する機会の少ない市民や事業者に対して、啓発する機会や広報手法の検討	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	<p><障害理解サポーター養成研修受講団体より></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校時代の障害のある方と関わった経験や、当事者の疑似体験が記憶に残っているという意見があった。 	<p>街中等で不特定多数の人が交流するイベントであるため、感染症対策が難しいと判断した。</p>	<p>従来の街中で不特定多数の人が交流するイベントではなく、児童館の利用者等を対象として、手話を通じたワークショップを複数回開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が地区では日ごろから顔の見える関係づくりを意識して行動している障害福祉サービス事業所が多く、コンビニやガソリンスタンド等、様々な場所で支援者の方と障害のある方を目にする。 ・また、地域の花壇整備を障害のある方と一緒にしたり、就労の一環として視覚障害のある方が地域のごみ捨て支援を行ってくれている。こういった取り組みがあることで、障害のある方と垣根なくフラットに接することができると感じている。 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により従来の形でのイベント開催が困難であったことから、参加者を限定した若年層向け障害理解啓発事業として、市内児童館等に通う児童を対象に手話ワークショップを実施した。</p> <p>実施件数：9件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間10件実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により1件が延期となっている。 ・感染症の収束の見通しが立たない中での実施となったが、おおむね予定通り開催することができた。 ・手話の体験を通じた障害を知る機会の提供は、障害理解に有効であり、今後も継続して開催することで取り組みを広げていけるものと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験を通じた若年層向けの障害理解啓発事業として、令和5年度も引き続き市内児童館等に通う児童を対象に手話ワークショップを実施し、幼少期からの障害理解啓発を図る。 ・子どもから大人まで障害について考える機会提供の場として、感染症の状況を踏まえながら、令和4年度に実施したことも食堂での開催の実施等も含め、児童の保護者や地域住民等を参加対象者とした実施について検討する。
		学生向け障害理解ワークショップ「ココロン・スクール」		開催3回、544人参加		<p>教育局特別支援教育課と連携し、市内の学校へ事業の周知を図ったが、実施件数は伸びなかった。</p>	<p>引き続き、教育局特別支援教育課と連携し、事業の周知を図るほか、私立中学校・高校への周知を検討していく。</p>		<p>教育局特別支援教育課と連携し市内の学校へ事業の周知を行ったが、申込が無かったことにより開催実績は無し。</p> <p>学校や教職員への直接的な働きかけが不足していたことが要因の1つとして考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周知方法の見直しを行い、申込に繋がる効果的なアプローチを検討する。 ・教育局特別支援教育課等と連携した周知については引き続き実施する。
② 虐待防止・成年後見制度等	障害者虐待防止体制の整備	障害者虐待に係る相談内容が複雑化し、虐待の判断や対応が困難なケースが増加	<p>虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護や自立のための支援、また、養護者の負担軽減を図るための支援を提供した。</p> <p><体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関とのネットワーク構築等を目的とした「仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会」について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催で行い、事例共有、新型コロナウイルス感染症に関する相談事例等を共有した。 ○相談受理に関する業務委託（障害者虐待相談ダイヤル ※24時間365日体制） ○緊急対応用居室の確保 ○相談機能体制強化の委託 <p><相談受理等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談受理件数：98件 <ul style="list-style-type: none"> ・養護者による虐待：60件 ・施設従事者による虐待：36件 ・利用者による虐待：4件（就労継続支援A型事業所の事業が含まれる為、施設従事者による虐待と2件重複） ○虐待と判断した件数：21件 <ul style="list-style-type: none"> ・養護者による虐待：18件 ・施設従事者による虐待：3件 ・利用者による虐待：0件 <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス事業所向け障害者虐待防止・権利擁護研修：障害者支援課が実施している集団指導の中で、障害者虐待に関する研修を実施 	<p><虐待防止の支援を行っている団体より></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修で、虐待や身体拘束をしてはならない根拠を示しながら、虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会等の取組みが求められるようになったことを説明している。 ・厚生労働省の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の資料や、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を基に資料を作成している。 ・市が研修を主催すると事業所が集まるので、市が主催していくことも重要だと思う。 <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月に実施した障害福祉サービス事業者等集団指導では、虐待防止研修の中で、質的モニタリングで出た意見や研修の実施方法も参考に、令和4年度から義務化される虐待防止・身体拘束適正化に関する取組みについて、事業所への周知を図ることができた。 	<p><体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日における電話相談窓口の設置や、緊急時における被虐待者の受け入れ施設の確保等、虐待が発生した際の早期発見及び迅速な対応に必要な体制を確保し、障害者の安全確保及び権利擁護の推進に寄与した。 ・本市における虐待相談は当該電話相談窓口を通じたものも多く、障害者虐待の早期発見に効果的な事業と考えられる。 <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月に実施した障害福祉サービス事業者等集団指導では、虐待防止研修の中で、質的モニタリングで出た意見や研修の実施方法も参考に、令和4年度から義務化される虐待防止・身体拘束適正化に関する取組みについて、事業所への周知を図ることができた。 	<p><体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会」については、関係機関の情報共有だけでなく、研修や事例共有をも実施していく。 ・虐待の早期発見のため、市民等に対し、障害者虐待防止法の周知、権利擁護の啓発、正しい理解の普及などに関する取組を検討する。 <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度以降も引き続き、虐待防止・身体拘束適正化に関する取組みについて、事業所の中で一層実効性のある取組を進めるよう、事業所への周知・指導を継続して行う。 	<p><虐待防止の支援を行っている団体より></p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待に至る職員の意識、権利侵害がどのようなものなのか踏まえ、権利擁護を意識した基礎的な考え方を身に付けて支援に当たることが大切。 ・特定の日に実施する研修では受講できる職員に限られるので、各職員が1回は参加できる形で研修を行うなど実施方法の工夫が必要。 	<p>【実績見込みについて】</p> <p><体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会」 1-2月 書面開催 ○相談受理に関する業務委託（障害者虐待相談ダイヤル ※24時間毎日） ○緊急対応用居室の確保、相談機能体制強化の委託 <p><相談受理等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談受理件数：120件（養護者による虐待：67件、施設従事者による虐待：53件、利用者による虐待：2件 ※施設従事者虐待と使用者虐待の重複がある） ○虐待と判断した件数：24件（養護者による虐待：21件、施設従事者による虐待：3件、利用者による虐待：0件） <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス事業所向け障害者虐待防止・権利擁護研修：1回 <p>【評価について】</p> <p><体制整備></p> <p>虐待の早期発見及び迅速な対応に必要な体制を確保し、障害者の安全確保及び権利擁護の推進に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待相談は当該電話相談窓口を通じたものも多く、早期発見に効果的な事業と考えられる。 ・虐待判断件数は横ばいであり、下記研修等を通じた虐待防止のための取り組みが引き続き必要と考える。 <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業者等集団指導では、虐待防止研修を実施し、令和4年度から義務化となった虐待防止・身体拘束適正化に関する取組みについて、事業所への周知を図ることができた。 	<p><体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会」については、関係機関の情報共有だけでなく、研修や事例共有を行い、障害者差別及び虐待の取組の分析等についても実施していく。 ・虐待の早期発見のため、市民等に対し、障害者虐待防止法の周知などに関する取組を引き続き行う。 <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度以降も引き続き、虐待防止・身体拘束適正化に関する取組みについて、事業所の中で一層実効性のある取組を進めるよう、事業所への周知・指導を行う。 	

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
① 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進	(2) 虐待防止・成年後見制度等	成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市長申立件数： 15件 ・後見報酬支払い件数： 13件 		市長申立手続きに係る諸費用や後見人等に支払う報酬について助成を行ったほか、親族関係が複雑な事業については適切な機関に戸籍調査を委託したことで、経済面及び申立て手続きの効率化の観点から、障害者の円滑な制度利用に寄与することができた。	障害者が適切な支援のもと円滑に制度利用ができるよう、引き続き、左記の助成事業や調査委託事業、関係機関との連携による取組を進める。		実績見込みについて 令和5年1月末時点 ・市長申立件数： 14件 ・後見報酬支払い件数： 15件 市長申立手続きに係る諸費用や後見人等に支払う報酬について助成を行ったほか、親族関係が複雑な事業については適切な機関に戸籍調査を委託したことで、経済面及び申立て手続きの効率化の観点から、障害者の円滑な制度利用に寄与することができた。	障害者が適切な支援のもと円滑に制度利用ができるよう、引き続き、左記の助成事業や調査委託事業、関係機関との連携による取組を進める。
		日常生活自立支援（市区権利擁護センター、成年後見総合センター）	成年後見制度における本人の判断能力の程度（補助・補佐・後見）に応じた適切な制度利用	<ul style="list-style-type: none"> ○市区権利擁護センター ・新規利用契約数：21件（知的障害9件、精神障害12件） ・実利用件数：291件（知的障害128件、精神障害163件） ○成年後見総合センター ・相談件数：125件（知的障害66件、精神障害59件） 		<ul style="list-style-type: none"> ○市区権利擁護センター ・令和2年度実績とほぼ同数。本事業に対する支援者（福祉関係者）の認知度は高く、相談件数は多いものの契約に至らないケースが多い。 ・判断能力に不安のある障害者の地域における自立支援に深く寄与できている。 ○成年後見総合センター ・相談件数は令和元年度、令和2年度に続き減少傾向にある。 ・成年後見制度に関する相談支援や普及啓発活動により、障害者の制度利用を促進することで、地域の権利擁護支援体制の構築に寄与している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市・区権利擁護センター ・支援者に対する本事業の正しい理解を促すため、支援者向けパンフレットを作成し、更なる制度の周知を進めていく。 ○成年後見総合センター ・専門職団体と仙台市社会福祉協議会及び仙台市等で構成する成年後見サポート推進協議会の体制を見直し、地域の権利擁護の課題を共有し、事業や制度の周知広報を含めた課題への対応を図れるよう取り組みを進める。また、個別ケースについては、権利擁護の支援方針等についての専門職との協議の場を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市・区権利擁護センター ・各種件数 新規契約件数 22件（知的6、精神16） 実利用者数 294件（知的128、精神166） ・昨年度実績とほぼ同数。精神障害者の利用割合が高いが、一方で本人申出による解約数も多い。 ・事業の認知度は高まっているが、本人の意思決定支援を基本とする趣旨の浸透が十分でないことから、年度末までに関係各所にパンフレットを配布することとしている。 ○成年後見総合センター ・成年後見サポート推進協議会（年3回） 情報共有だけでなく、支援の課題や地域課題について協議できるよう会議の持ち方を見直しし、活発な意見交換が行われるようになった。 ・権利擁護チーム支援会議（年3回） 専門職と支援者が相互理解の下、適切な支援を検討する場として新たに設置した。保健福祉センター等から提供する個別事例の検討や事後検証を行うことで、支援において専門的な判断を一定程度担保できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者向けパンフレットを活用し、制度を必要とする方に本事業の支援が適切に届くよう、事業の浸透と適切な利用を進める。 ・権利擁護の推進に向け、専門職との連携を一層深めていく。また、地域の身近な相談窓口となる関係機関との連携を強化していく。
② 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	(1) 早期発見・早期支援	発達評価体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> アーチルの常勤医2名、嘱託医1名による対応件数 ・保険診療 乳幼児 46件 学齢児 1,286件 成人 4件 ・医療相談 乳幼児 90件 学齢児 139件 成人 0件 		常勤医の診察等が、診断・支援の精度の維持向上につながっている。	引き続き、支援を要する乳幼児及び児童が、早期に適切な支援及び治療が受けられるよう体制作りにも努めるとともに、発達障害児者の診療を行っている地域の医療機関とのネットワーク構築を図っていく。		アーチルの常勤医2名、嘱託医1名による対応件数 ・保険診療 乳幼児：55件、学齢児：1075件、成人：4件 ・医療相談 乳幼児：56件、学齢児：117件、成人：0件 前年度に引き続き、常勤医が、医療相談や保険診療を通してアーチル職員や他機関職員への助言を行うことで、人材育成の役割を担っている。また、必要に応じて地域の医療機関に紹介することで、ネットワーク構築に努めている。	発達障害児者の診療を行っている地域の医療機関の開拓や連携を進めることでネットワーク構築を図っていく。また、医療相談や保険診療を通しての人材育成を継続していく。
		発達障害に関する専門性の確保と地域医療とのネットワークづくり	保護者・支援者等より多くの市民に対して、子供の発達や子供に対する適切な対応についての理解を広げる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県内で診療を行っている小児科医を対象とし、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を実施した（宮城県との共催、WEBによる開催）。 テーマ：発達障害と不登校 参加人数60名。 		かかりつけ医等への発達障害の早期発見・早期対応に関する普及啓発を進めることができた。	受講アンケートの結果も活用し、引き続き宮城県と協力しながら、より多くの医師に参加いただけるようなテーマの選定、参加する医師の診療科の範囲を広げるなどの検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県と共催でかかりつけ医等発達障害対応力向上研修をオンラインにて実施した。（参加人数11名） 不登校を切り口にした昨年度の研修テーマと比して、参加者が少なかったが、伝達研修だけでなく、事例検討も取り入れたため、参加者には臨床に活かせる内容が好評だった。 ・かかりつけ医研修の講師となり得るアーチル常勤医師が、国立精神・神経医療研究センター主催の、「発達障害支援研修（指導者養成研修パートⅢ）」をオンライン受講した。 ・お伝えシートを活用して、地域のかかりつけ医との連携に努めた。 	宮城県、東北大学病院と協力して、より多くの医師が参加いただけるようなテーマの選定、開催方法等について検討していく。 引き続き、お伝えシートを活用するとともに、常勤医を中心に、地域のかかりつけ医との連携を図っていく。
		発達相談総合情報提供		新たに冊子は作成せず、在庫は各相談担当者が個別に保護者等への配布するなどした。		主催する研修会等の中止の影響から広く一般への情報提供はできなかったものの、個別相談等での配付により必要な方への情報提供を行った。	発達障害に関する周知啓発に関する手法について、WEB等の活用についても検討していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、発達相談支援総合情報冊子の個別相談・集合開催した研修会等での配布を行った。 ・相談者や支援者向けに活用する啓発チラシ「発達障害ってなんだろう」「望ましい行動を増やそう」を各4,000枚作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて冊子の内容の見直し、更新を検討する。 ・引き続き、様々な機会を捉えた普及啓発を実施できるよう周知啓発に関する手法について、WEB等の活用についても検討していく。

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
②障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	児童発達支援センターによる支援の拡充		南北合同連絡会・研修会(6回) 南部連絡会（3回） 北部連絡会（5回）	<児童発達支援センターより> 各々の法人で内部研修の内容にばらつきが生じているため、人材育成に差が生じている。しかしながら、児童発達支援センターガイドラインで求められている役割を考えると、ある程度統一したカリキュラムを学ぶシステムが必要だと思う。	地域相談員と意見交換しながら、実践を振り返る、情報交換するなどして、アーチルと地域相談員で連携が強化されてきた。 取組における課題を共有し、課題に応じた研修などを実施することができた。	北部・南部アーチルでそれぞれブロック活動も実施していくことから、R4年度も連絡会を開催し、人材育成を含めた課題について整理していく。		合同連絡会 11回 研修会 2回 地域相談員による支援の質の向上を図るため、合同連絡会の実施等により、各ブロックでの活動を共有する機会を提供した。	合同連絡会、研修会等の実施を通じて、法人を超えた課題共有と課題解決に向けた取り組みを継続していく。
	子育て・教育・福祉に係る機関と施策間の連携の強化		発達障害者支援地域協議会(本会) 1回開催		感染予防対策を講じながら、予定通り実施することができ、関係機関との情報共有や、今後の取り組みの参考となる活発な意見交換ができた。 作業部会では、「成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方について」をテーマに、具体的な議論を進めている。	・作業部会の概要を中間報告としてまとめ、協議会本会にて報告を行う。 ・今後、作業部会での議論を進めながら、具体的な取組へとつなげていく。		発達障害者支援地域協議会(本会) 1回開催	・作業部会の概要を報告書案としてまとめ、協議会本会にて報告を行い、最終的には報告書として取りまとめる。また、その内容を市民に対してホームページ等を通じて発信する。 ・報告書の内容を受け、具体的な取組みへとつなげていく。
	幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化	・新規地域相談員の増加に伴う人材育成 ・児童発達支援センターの認知度を高める取組による地域支援機関との連携の推進 ・幼稚園・保育所・学校への訪問支援による連携の強化	(乳幼児) ○保育所 ・訪問支援：63箇所 ・特別支援保育判定業務：328件 ○幼稚園 ・訪問支援：26箇所 ・幼稚園補助金判定業務：274件 ○小学校 ・就学相談資料作成：380件 (学齢) ・学校との連携ツール「連絡票」作成 281件 ・教育の場の検討に係る「相談資料」作成 84件 ・学校訪問(相談・支援者会議を含む) 610件 ・特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議開催(本会議2回、実務担当者会2回) ・特性に応じた支援の方法を記載した啓発したリーフレットを拡充した。令和2年度比（新規作成2・改訂1）		(乳幼児) 新型コロナウイルス感染予防の観点から、保育所・園や幼稚園の訪問は、訪問先の状況に応じて相談しながら、可能な範囲で実施した。多くはないが、地域相談員と役割分担・協働での訪問等目的に合わせて対応することができた。 (学齢) ・学校訪問や連絡票・相談資料の作成を通して、相談者の見立てや支援の方向性を学校と共有することで、相談者にとってより望ましい支援につなげることができた。	(乳幼児) 幼稚園や保育所への訪問については、R3年度同様、支援内容により地域相談員と役割分担し、協働で実施していく。 (学齢) ・引き続き個別支援に止まらず、教育と福祉の連携のあり方を模索する機会としても、戦略的に学校訪問に取り組んでいく。	私立の保育園や幼稚園が増える中、保育園や幼稚園でのユニバーサルデザインや合理的配慮がなかなか進まないと感じている。 支援内容の調査を行うなど、協力を要請したり、必要な支援環境の義務化を図ることが必要と思う。 発達特性に合わせた支援や要支援度が高い児童をどこが支えるか、仙台市での就学前療育システムの明確化・具体化があると良いと感じる。	(乳幼児) ○保育所 ・訪問支援：63ヶ所 ・特別支援保育判定業務：342件 ○幼稚園 ・訪問支援：63ヶ所 ・幼稚園補助金判定業務：286件 ○小学校 ・就学相談資料作成：398件 地域相談員と役割分担を行いながら、保育所・幼稚園への訪問支援を実施した。幼稚園への訪問支援は地域相談員と協働で継続支援を行ったことにより昨年度より増加した。 (学齢) ・学校との連携ツール「連絡票」作成 250件 ・教育の場の検討に係る「相談資料」作成 100件 ・学校訪問(相談・支援者会議を含む) 500件 ・特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議開催(本会議2回、実務担当者会2回) ・新規リーフレットを作成(2件) 個別ケースの支援に留まらず、新1年生のフォローアップや、特性への支援例を校内支援に活かしてもらえよう働きかけを行うなど、戦略的な学校訪問を展開することができた。	(乳幼児) まずは在籍する各機関で一定の支援が行えるよう、個別支援と連動した施設訪問を戦略的に行う。より身近で日常的な支援のために、地域相談員、子育て支援関係機関とも連携できる体制づくりを進める。 (学齢) アーチルの相談につながらずとも、発達特性の支援等を手掛かりにすることで、学校での困難を改善できる事例の増加に向け、これまで以上に、学校訪問等でアセスメントの視点などの共有に力を入れていく。
③教育・発達支援	子育て・教育・福祉に係る機関と施策間の連携の強化（再掲）		※施策体系②（2）参照		※施策体系②（2）参照	※施策体系②（2）参照		※施策体系②（2）参照	※施策体系②（2）参照
	幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化（再掲）	・保育所・幼稚園・学校等と移行期の確実な引継ぎを行うことによる、切れ目のない支援の実施	※施策体系②（2）参照		※施策体系②（2）参照	※施策体系②（2）参照		※施策体系②（2）参照	※施策体系②（2）参照
	発達障害児等の教育推進	・アーチル職員の学校訪問等による学校支援の充実	・専門家チーム：9校で検討会を実施 ・巡回相談事業：89件132名を対象に実施		・学校訪問が本人にとってより有効な支援につながる事が重要であるが、個別支援に止まることなく、教育(学校)と福祉(アーチル)の協働から、より効果的な連携のあり方を模索していく必要がある	今後も、発達障害等のある児童生徒への学校支援体制の充実を図るため、各学校からの要請に基づき、専門家チーム及び巡回相談を実施し適切な助言を行う。		・専門家チーム：8校で検討会を実施 ・巡回相談事業：79件142名を対象に実施 校内における支援体制の改善や、関係機関との連携につながっている。今後も継続してより効果的な連携のあり方について模索していく。	来年度も専門家チーム訪問及び巡回相談を継続し、個人や学校の支援に当たる。

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
② 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	放課後等デイサービスによる支援		1年を通して事業所数が22箇所増加し、年度末には158箇所になった。 また、主に重症心身障害児を受け入れる事業所数は令和2年度から3箇所増加し、年度末には12箇所となった。 ・利用量/月：28,562人 ・実人数/月：2,141人	<事業所より> ・重症心身障害児の場合、身体機能にも障害があるため、職員が学ばなければならないことが多い。 ・児童に特化した専門職員の確保が難しい。 ・医師による医ケア研修や他事業所の見学・実習を行い、放デイで勤務経験がなかった看護師からは知識や技術の活かし方を学ぶことが出来たと報告を受けている。	事業所数が増加したことから、受入枠が216人分増加し、利用量・実人数ともに令和2年度を上回り、障害児の活動の場を拡充することができた。	引き続き事業所の新規開設や増設を促していく。 ・令和4年度中に重症心身障害児を受け入れられる事業所が若林区で開設予定。これにより全ての区において重症心身障害児を受け入れる体制が整う見込みである。 ・放課後ケアネットワーク仙台と共同開催としている従業者研修会にて、医ケア児や重症心身障害児受け入れ理解について周知するなど、拡充につながるよう努めていく。	市内事業所が不足しているということではないが、活動量の多い児童等、事業所を探すのが困難な事例もある。 ・事業所に従事する前の職員に向けたオンラインの研修があると思う。	1年を通して事業所数が15箇所増加し、年度末には173箇所になった。 また、主に重症心身障害児を受け入れる事業所数は令和3年度から2箇所増加し、年度末には14箇所となり、全ての区に事業所ができた。 ※利用量および実人数については、令和4年度の実績が確定後に記載予定	引き続き事業所の新規開設や増設を促していくとともに、放課後等デイサービス事業所で活動量の多い医ケア児も含めて受入が促進されるよう、訪問看護費用の補助を実施する。 放課後ケアネットワーク仙台と共同開催としている従業者研修会にて、医ケア児や重症心身障害児受け入れ理解について周知するなど、困難な事例の受け入れにつながるよう努めていく。
	重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備	放課後等デイサービスにおける重症心身障害児等の受入体制の拡充	・庁内連絡会を1回実施 ・地域支援連絡会を1回実施 ・医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修（全4回）を実施 ・医療的ケア児等コーディネーター情報交換会を1回実施 ・医療的ケア児等フォローアップ研修を1回実施（施策体系⑤（4）再掲）		・庁内関係各課の事業の進捗状況や工夫を知ることができ、連携できる部分についての確認ができた。 ・市内の医療的ケア児者等がおかれている状況や支援状況等について、委員の活動を通して多角的に知ることができた。 ・いずれも今後の事業の方向性を考える上での貴重な情報や意見を得ることができた。 ・研修においては、リモート会議の活用により受講対象者を広げることができたが、機械動作や音声の問題があり、十分な受講環境を整えることができなかった。	・「仙台市医療的ケア児者等地域支援連絡会」については令和4年度から新しい委員を選任し、より幅広く情報や意見を頂く予定。また、市内の医療的ケア児者等の住みよい暮らしのためのツール作りを行う作業部会を設置予定。 ・研修や医療的ケア児等コーディネーター情報交換会を引き続き実施し、医療的ケア児等コーディネーターの育成と活動のフォローアップを図る。 ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により設置予定の宮城県医療的ケア児等相談支援センターとも連携しながら、医療的ケア児者等にとっての住みよい環境づくりを推進していく。	・「仙台市医療的ケア児者等地域支援連絡会」については令和4年度から新しい委員を選任し、より幅広く情報や意見を頂く予定。また、市内の医療的ケア児者等の住みよい暮らしのためのツール作りを行う作業部会を設置予定。 ・研修や医療的ケア児等コーディネーター情報交換会を引き続き実施し、医療的ケア児等コーディネーターの育成と活動のフォローアップを図る。 ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により設置予定の宮城県医療的ケア児等相談支援センターとも連携しながら、医療的ケア児者等にとっての住みよい環境づくりを推進していく。	・庁内連絡会を1回実施 ・医療的ケア児者等地域支援連絡会を1回実施、同作業部会2回実施予定 ・医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修（全4回）を実施 ・医療的ケア児等コーディネーター情報交換会を1回実施 ・医療的ケア児等フォローアップ研修を2回実施（施策体系⑤（4）再掲） 新委員による地域支援連絡会を開催し、新たに作業部会を設置。本会では、コロナ禍での活動の工夫も含めた委員の取組みを共有。作業部会においても、日頃の活動を踏まえたご意見やご提案を頂戴しながら、災害等の備えについて検討を行っている。 人材育成では、コーディネーターのほか、保育や児童館、薬局等の新たな支援者の獲得にも努めることができた。また、情報交換会やフォローアップ研修の実施により活動に必要な社会資源や好事例等の情報交換や、最新の知識や事例を通して学びを深める取組みを行った。	・引き続き、連絡会等を実施するとともに、各関係機関や宮城県、令和4年7月に開設した宮城県医療的ケア児等相談支援センターと連携しながら、医療的ケア児者の方の住みよい環境づくりに励む。特に作業部会を通じた具体的な取組みに努める。 ・医療的ケアに関わる人材育成については、引き続き、幅広い分野の支援者の育成と医療的ケア児者等コーディネーターのエンパワメントに努める。
	児童館等における要支援児の受け入れ		・要支援児を一定数以上受け入れている児童館等87館（156加配）に対し、必要な経費の加算を行った。 ・要支援児を受け入れている児童館等57館を対象に巡回指導を行った。		要支援児の受け入れ態勢の充実や巡回指導の実施、職員のスキルアップにより、要支援児の支援の充実が図られた。	要支援児の増加に対して、受け入れ態勢の更なる充実について検討する。		・要支援児を一定数以上受け入れている児童館等93館（167加配）に対し、必要な経費の加算を行った。 ・要支援児を受け入れている児童館等49館を対象に巡回指導を行った。 要支援児の受け入れ態勢の充実や巡回指導の実施、職員のスキルアップにより、要支援児の支援の充実が図られた。	要支援児の増加に対して、受け入れ態勢の更なる充実について検討する。
⑤ 家族支援	重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備（再掲）		※施策体系②（4）参照		※施策体系②（4）参照	※施策体系②（4）参照		※施策体系②（4）参照	※施策体系②（4）参照
	障害のある方の家族支援等の推進		その他1箇所のみでの実施 ・日中介護 26時間		新型コロナウイルス感染症による利用控え等の影響も考慮のうえ、引き続き実態把握を進めていく必要がある。	事業を継続するその他施設1箇所について、依然として利用実績が低迷していることから、引き続き改善策を検討するとともに事業の方向性を整理する。		その他1箇所のみでの実施 ※令和5年2月時点 ・日中介護37時間 利用実績は依然として低迷していることから、引き続き事業のあり方について整理していく必要がある。	本事業の利用実績は低迷し続けていることから、ニーズに沿った支援を提供できるよう事業のあり方を整理していく。
	発達障害児の家族支援体制の整備・充実	・ライフステージを通じた身近な地域における家族支援体制の整備・充実 ・子供の良いところを認めて対応する「ペアレントプログラム」のより一層の普及 ・家族教室における保護者支援メニューの充実	○（乳幼児） ○初期療育グループ ・49回 256名 ○家族教室 ・17回 174名 ○保護者支援ネットワーク ・21回 31名 ・先輩保護者のつどい：初期療育グループにて先輩母講師として参加した保護者のアフターフォロー：0回 ○待機対策事業 ・南北計43回開催、延べ109名の保護者が参加 (学齢) ○家族教室 ・全6回コース(終了)…5回開催、コロナウイルス感染防止のため1回中止 ・延べ66名の保護者が参加 ○（新規）待機対策事業 ・南北計14回開催、延べ47名の保護者が参加	○（乳幼児） ・医療的ケアのある児の初期療育グループを再開。コロナ禍でも参加を希望する保護者のニーズに対応できた。 ・家族教室では、プログラム内容を感染予防の工夫をしながら開催した。また、ペアレント・プログラムを、地域支援相談員と協同で3クール開催した。 ・お母さん相談室は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら実施した。 感染防止に留意しながら、工夫して家族支援を実施できた。 (学齢) ○家族教室 ・アンケートでは、同じ悩みを共感できる保護者と話ができることを目的に参加される方が多く見られた。終盤には、参加者同士で連絡先を交換するグループもあり、保護者の孤立感や不安の軽減には一定の効果があったと思われる。 ○待機対策事業 ・相談前支援の目的もあり開始したが、参加希望者の伸び悩みが課題となっている。開催方法や日程の見直しも検討が必要である。	（乳幼児） ・引き続き、新型コロナウイルス感染防止に努めながら、初期療育を含めた家族支援を実施する。 ・家族支援に関する地域支援相談員との協働・連携を一層進めていく。 (学齢) ○家族教室 ・事業の基本的な構成は令和4年度も踏襲するが、令和3年度のアンケート結果から、令和4年度のプログラム等に盛り込める内容を検討する。 ○待機対策事業 ・開催日程は参加希望とバランスの取れる設定とし、オンデマンド配信など、保護者がアクセスしやすい方法を模索する。	（乳幼児） ・引き続き、新型コロナウイルス感染防止に努めながら、初期療育を含めた家族支援を実施する。 ・家族支援に関する地域支援相談員との協働・連携を一層進めていく。 (学齢) ○家族教室 ・事業の基本的な構成は令和4年度も踏襲するが、令和3年度のアンケート結果から、令和4年度のプログラム等に盛り込める内容を検討する。 ○待機対策事業 ・開催日程は参加希望とバランスの取れる設定とし、オンデマンド配信など、保護者がアクセスしやすい方法を模索する。	○（乳幼児） 初期療育グループ：48回（計237名） ○家族教室：16回（計99名） ○保護者支援ネットワーク：28回（計46名） ○先輩保護者のつどい：初期療育グループにて先輩母講師として参加した保護者のアフターフォロー：3回（計20名） ○待機対策事業：南北計39回開催（計94名） 新型コロナウイルス感染状況をみながら、各プログラムを実施し、先輩保護者のつどいについても再開することができた。 (学齢) ○家族教室：・計6回開催（計105名） コロナ感染予防対策でグループワークを制限することもあったが、毎回定員に達する程の受講率であり、保護者のニーズの高さが窺えた。同じ立場の保護者同士の語らいの場を求める声は複数あった。 ○待機対策事業 ・北部アーチルと南部アーチル合わせて11回開催 8計33名） メディア時間等を見直したことで、相談までに状態の改善が見られたケースがあったが、ペアレントトレーニングの対応は一回の受講では難しいという声も寄せられている。	○（乳幼児） 初期療育を含めた家族支援を継続する。児童発達支援センターとの連携・協働のもと、移行支援も含めた家族支援のさらなる充実を図る。 (学齢) ○家族教室 ・基本となるプログラムは完成しつつあるが、参加者アンケートなどを参考に、さらなるブラッシュアップに努める。 ○待機対策事業 ・相談待機から家庭で取り組める情報の提供の仕組みは必要だが、より効果的な実施方法の検討を進める。	

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
③地域での安定した生活を支援する体制の充実	地域生活支援拠点事業	地域生活支援拠点事業について、中長期的な予防的視点に立った継続支援のコーディネート及び関係機関と連携した緊急受入れ後の支援の確立	地域生活支援拠点の機能充実にに向けた検証、検討の場として地域生活支援拠点運営会議を9月に開催し、「予防的視点」の理解促進及び予防的支援のコーディネート、緊急受入れ機関（既存の短期入所事業所等）のネットワーク形成に向けた活動の強化等、重点的な取組みの方向性を共有した。具体的な取組みとして、年間を通じて既存の短期入所事業所等への個別訪問を実施したほか、3月には短期入所事業所やグループホーム等を対象とした実践報告会を開催する等、体験利用や緊急受入れ先の拡充、施設間ネットワーク構築の足掛かりとした。	＜関わる相談支援事業所より＞ ・緊急受入れからの移行に際し、当事者の生活者としての視点に基づいたコーディネートが必要であることから、受入れ先の的確なアセスメント及び支援計画を立ててバックアップしていく機能等の充実に求められる。 ・親亡き後の当事者の生活を充足させるような制度設計が追いついていないこと、あるいは資源があっても利用できないような状況もあることから、家族の切迫感強い。	・コーディネート業務のうち、予防的関与に係る支援機関の理解促進のため、主に相談支援従事者へのアプローチを継続したほか、協働支援の蓄積、個別の事業所訪問時には緊急受入れ機関への事業周知を図る等普及啓発に努めた。	・基幹相談支援センターとの共同支援のなかで引き続きコーディネート機能を強化するとともに、役割の明確化を図る。これらに加えて、短期入所事業所やグループホーム等を対象とした個別訪問や実践報告会を実施することにより、体験利用や緊急受入れ先の拡充、施設間ネットワーク構築に努める等、地域の支援機関への理解促進及び的確な支援が展開されるよう取組みを継続する。		・地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた検証・検討の場として、地域生活支援拠点運営会議を7月に開催。「親亡き後」等を見据えた予防的視点の理解促進及び予防的視点でのコーディネート、緊急受入れ機関のネットワーク形成に向けた活動の強化等、重点的な取組みの方向性を共有し事業を実施した。 ・取組みの一環として、短期入所事業所やグループホーム等を対象とした実践報告会を1月に開催し、本事業の周知及び理解促進を図ったほか、体験利用や緊急受入れ先の拡充、施設間ネットワーク構築の足掛かりとした。	・基幹相談支援センター、発達障害者地域支援マネージャーとの共同支援のなかで、引き続きコーディネート機能を強化するとともに、個別支援やチームケアにおける役割の明確化を図る。また、地域生活支援拠点運営会議や実践報告会等において実施状況を検証することにより、課題や機能のあり方を整理する。
	基幹相談支援センター設置	基幹相談支援センター設置事業について、支援チームの中心となる相談機関が支援全体を統合できるような継続的にサポートする機能の確立	・令和2年7月に設置した基幹相談支援センターにて、令和3年5月より相談支援事業所等との合同ケースレビュー・勉強会（事例検討会）等を開始。 ・年5回開催、23事業所・143名参加 ・継続して委託に向けた検討を行った。		・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初想定回数より1回少ない実施となった。	・引続き、合同ケースレビュー・勉強会を実施する。より機能を充実させるため、スーパーバイザーの増員や参加対象者を拡大していく。 ・将来的な委託に向け、事業を運営する能力等の育成を目的に、セミナーの開催を予定している。		・将来的な委託や地域の相談支援に係る人材育成等を目的にセミナーを4回開催し、延べ77名参加した。参加者の8～9割から「有意義」との回答があり、人材育成に繋がった。令和5年2月末に5回目を開催予定。 ・合同ケースレビュー/勉強会を合同事例検討会へ見直し、より機能を充実させるためスーパーバイザーを増員した。また対象者も拡大し、年5回開催、延べ141名参加した。スーパーバイザーを増員したことで、より生活に根差した具体的で実践的なアドバイスを得ることができた。	・引続き、今年度のセミナー参加者も対象とした合同事例検討会を実施予定。
	(1) 相談支援	精神障害者家族支援事業	精神障害者家族支援事業について、安定的な事業の継続に向けた、家族スタッフとなりうる人材の確保。	○家族による家族学習会セミナー ・開催せず ○家族による家族学習会 ・開催回数 5回（1コース） ・参加者 6名 ・修了者 6名 ○相談の場 ・開催回数 4回 ・派遣者延人数 3名 ・相談者 26名 ○家族による家族学習会担当者研修会 ・参加者 4名 ・修了者 4名 ○関係機関対象研修会 ・開催回数 1回 ・参加者 26名 ○運営委員会 ・開催回数 3回		○家族による家族学習会セミナー ・セミナーは家族学習会参加者を集めるために実施していたが、今年度は、セミナー開催に代わり、各区や医療機関等を巡回し学習会開催の周知を行うことでこれに代えた。 ○家族学習会 ・参加の対象となり得る家族が集まりやすい医療機関や区役所などを中心に参加者を募ったものの、十分な効果は挙げられなかった。 ○相談の場 ピア家族相談員による相談支援については、引き続きコロナウイルス感染症の影響が強みられ、相談回数自体も少なく、活動の幅を広げるまでには至らなかった。 ○関係機関対象研修会 ・関係機関対象研修会は、本事業の活用を促進するために、家族支援の必要性を行政機関、医療機関、相談支援事業所等のさまざまな職員に説明するために、令和3年度に新たに実施したものである。参加者のほとんどが本事業で育成したピア家族相談員と協働した支援が可能であるとの感想を寄せており、所期の目的は一定達成されたものと評価する。 ○運営委員会 ・ピア家族相談員の一層の能力向上や、活動の幅の拡大に向け、行政機関、医療機関、相談支援事業所の職員から成る運営委員会を設置し、具体的な方法や手順などについて検討を行った。検討の過程で、ピア家族相談員と行政機関等とのネットワークが形成され、次年度以降の事業の展開にとってプラスの効果を生むことができた。	○家族による家族学習会・相談の場 これまで参加者数が思うように伸びていなかったが、運営委員会を開催したことにより、行政機関、医療機関、相談支援事業所等の協力を得られる体制が確保できた。今後この体制を活用して、参加者を幅広く集めていく。また、相談のマッチングを容易にするため、ピア家族相談員それぞれの体験を記載したチラシを関係者（行政機関、医療機関等）に作成配布するなどし、相談の機会を広げていく。 ○関係機関対象研修会、運営委員会 行政機関や医療機関、相談支援事業者等実際に精神障害者の支援に携わる関係機関の職員に対する研修会や彼らをメンバーとする委員会は、協働支援ネットワークの形成に有効であり、引き続き継続した取組みを行う必要がある。	R5.2.1現在 ○家族による家族学習会 ・開催回数 5回（1コース） ・参加者 6名 ・修了者 6名 ○相談の場 ・開催回数 2回 ・派遣者延人数 2名 ・相談者 15名 ○家族による家族学習会担当者研修会（3月予定） ※参加者および修了者実績は開催後に記載予定 ○関係機関対象研修会 ・開催回数 1回 ・参加者 41名 ○運営委員会 ・開催回数 3回 新型コロナの影響で、対面で行っている相談の場を中止せざるを得ない状況であり、開催回数が減少した。 関係機関対象研修会については、各所への周知の効果もあり、昨年を上回る人に参加してもらうことができた。	○家族による家族学習会・相談の場 参加者数が思うように伸びていない現状であるが、運営委員会や各区の自立支援協議会参加によって、行政機関、医療機関、相談支援事業所等とのつながりもできてきており、関係機関から事業利用に関する問い合わせも増えてきていることから、引き続き周知を続ける必要がある。 ○関係機関対象研修会 今年度は昨年度と比較して参加者が15名増加しているが、これは各区で行われている自立支援協議会に参加し事業の周知したことが、参加者増につながったと考えられる。研修会については参加者から好意的な感想が聞かれたため、令和5年度も引き続き実施していく。
(2) 生活支援	医療型短期入所連携強化	新設の医療型短期入所事業所等の利用促進につながるような事業所間連携の強化	○重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート事業 ・実新規相談件数13件 ・参加事業所数 12事業所 ・研修回数 4回（オンライン） ・担当者会議 5回実施（オンライン）		オンラインによる座学研修には全事業所が参加。重症心身障害児者への理解を深めるとともに、職員の資質向上に寄与した。一方、利用の促進については、受入れが低迷する事業所へのコーディネートのあり方、特定の事業所に利用が集中する等の課題を共有するとともに、それらの解決に向けた具体策を令和4年度の業務内容に組み込むこと等を確認した。	事業所間の連携強化のための情報共有や課題解決を目的とした担当者会議及び各事業所の支援技術向上を目的とした研修を引き続き開催すること等により、緊急時等に備えて日頃から複数事業所を利用しておく等、住み慣れた地域での生活が維持されるよう、引き続き体制強化に努める。	・単独型かつ感染対応可能な短期入所病棟の整備・拡充、通所・短期入所における送迎サービスの整備が必要。 ・日常的に医療的ケアが必要な知的障害児者や動ける重症心身障害児者を受け入れている場合、医療ニーズへの対応および行動面への支援体制を整える必要がある。	重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート事業 ・実新規相談件数 18件 ・参加事業所数 14事業所 ・研修回数 5回（オンライン） ・担当者会議 5回実施（オンライン） 相談件数、参加事業所数、研修回数が増加する等、本事業の実施を通して、重症心身障害児者への理解促進及び受入れ支援技術の向上等に一定の効果が見られている。一方、特定の事業所に利用が集中していること、緊急時等に備えて日頃から複数事業所を利用しておくこと等、住み慣れた地域で生活し続けるために支障となっている課題の解決に向けた取組みを進めていく必要がある。	本事業で実施する担当者会議、研修等を通じた事業所間連携の強化および各事業所における支援技術の向上を図ること等により、円滑な利用に向けた受入れ体制の強化および的確なコーディネートの実施に努める。

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
(2) 生活支援	重症心身障害児者に対する入浴事業	重症心身障害児者に対する入浴支援事業において、障害者福祉センターの送迎エリア外の居住者へのサービス提供	・障害者福祉センター入浴モデル事業対象者3名：宮城野障害者福祉センターにおいて入浴。送迎あり。利用相談2件 ・社会福祉法人高齢者施設に対する利用希望者2名（新規1名）希望者家族の施設見学		・入浴モデル事業は宮城野障害者福祉センターにて利用者が増加した。若林、太白障害者福祉センターの対象者の掘り起こしは相談のみであった。 ・地域の社会福祉法人への利用調整、相談が増加した。 ・アンケート結果から当事者ニーズを反映した制度設計に寄与できた。	・宮城野、若林、太白障害者福祉センターの入浴設備を利用し、仙台市障害者福祉協会の自主事業として実施する。 ・地域の社会福祉法人での共生型福祉サービスの提供を推進する。		・仙台市障害者福祉協会の自主事業として宮城野、若林、太白障害者福祉センター入浴にてサービスを提供。入浴モデル事業の利用者3名が継続して利用している。新規入浴の相談が1件あった。 ・社会福祉法人の新規利用相談はなかったが、社会福祉法人との情報共有を実施した。 ・入浴を必要としている方へのサービス提供ができる環境が整った。 ・社会福祉法人との関係性を継続し、共生型福祉サービスの提供に備えている。	・仙台市障害者福祉協会の自主事業として宮城野、若林、太白障害者福祉センターでの入浴サービスの継続する。 ・社会福祉法人の共生型福祉サービスの提供を支援する。
	多様な障害特性に応じた機能訓練や生活訓練などのきめ細やかな支援の実施	・視覚障害者支援において、視覚障害リハビリテーションの再編及び強化 ・高次脳機能障害者支援において、効果的な訓練内容及び訓練実施期間の明確化や、高次脳機能障害に特化した地域資源の不足	○視覚障害者支援 【生活支援事業】 ・実利用者数：355人 延支援回数：2,723回（内訳：電話1,675回、来所284回、訪問469回、文書281回、ケア会議14回） 【生活訓練事業】 ・利用実人数：50人 ・在宅訓練回数：362回（重複あり）（内訳：面接回数50回、ICT訓練205回、家事・身辺動作訓練13回、歩行・移動訓練90回、その他12回） ・リハビリテーション講習会：1回開催（延7人参加）		○視覚障害者支援 本市初の視覚障害に特化した自立訓練（機能訓練）事業を開始することで、視覚障害リハビリテーションの強化が図られる。 ○高次脳機能障害者支援 令和4年度から、宮城野、若林、太白障害者福祉センターにおいて自立訓練（生活訓練）事業を開始する体制を整備。	○視覚障害者支援 視覚障害の自立訓練（機能訓練）回数を週2回に増やす。 ○高次脳機能障害者支援 令和4年度から開始する自立訓練（生活訓練）事業を適切に実施できるよう、支援検討会議や職員打ち合わせを実施する。	○高次脳機能障害者支援 ・再編により、これまで自立訓練を利用できなかった方が利用できるようになった。自信や意欲を回復し今後の社会参加に向けた良い変化がみられている。 ・個々の利用者に合わせてプログラムを提供したいが、物理的、人的制約がある。入浴や送迎に関しては、生活介護事業所の職員の協力を仰ぎたい。 ・高次脳機能障害や失語症は長期にわたり回復すると言われている。有期限の自立訓練終了後もリハビリを受けられるとよい。 ・身体障害が合ったり医療的ケアがある方は、送迎やケアに対応できる事業所が少なく、自立訓練終了後の移行先の調整に苦労している。	○高次脳機能障害者支援 ・生活支援事業 ICT訓練 63名 293回 ・生活訓練事業 歩行等訓練 26名 123回 ・自立訓練事業 総合的訓練 1名 44回 各事業の役割分担を行い、生活支援事業ではICT訓練、生活訓練事業では歩行等訓練、自立支援事業では総合的な訓練を実施した。そのうち、自立訓練事業の利用者は1名に留まり低調な状況だった。 ○高次脳機能障害者支援 令和4年度から自立訓練（生活訓練）事業を開始し、身体障害者手帳を持たない高次脳機能障害者が生活期のリハビリテーションを受けられるようになった。生活訓練の利用者は12名（R5.1末時点）である。多角的なアセスメントの実施と見立てに基づいた訓練を適切に実施できるよう障害者福祉センターが開催する支援検討会議に参加して事例検討を行った。また、高次脳機能障害者への生活訓練を先駆的に行っている他市の自立訓練事業所から講師を招聘し、研修および意見交換会を行った。	○視覚障害者支援 引き続き役割分担に基づき、生活支援事業ではICT訓練、生活訓練事業では歩行等訓練、自立訓練事業では総合的な訓練を実施していく。自立訓練事業の利用者拡大を図るため、新たに作成したリーフレットを活用して当事者や関係機関に周知を図っていく。 ○高次脳機能障害者支援 引き続き、支援検討会議への参加を通して自立訓練（生活訓練）を適切に実施できるよう障害者福祉センターを支援する。訓練を提供する上での物理的制約や移行先となる社会資源の不足については、障害者支援課とも課題を共有していく必要がある。
③地域での安定した生活を支援する体制の充実	障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援		・聞き取り調査により、行動障害者の受け入れに前向きであったグループホーム3カ所に対し、第二自閉症児者相談センターと協働して訪問を実施。現状調査と施設支援のニーズ掘り起こしを行った。 ・訪問した3カ所のうち、2カ所のグループホームから施設支援の申込みがあり、今後も継続して施設支援を実施していくこととなった。	<強度行動障害のある方の家族より> ・自閉や強いこだわりへの理解、声の掛け方等、利用者への対応がしっかりとしている専門の知識を持った職員がいる施設が良い。	・障害者支援課と協働し、行動障害者が地域で住まいの場を確保する際のニーズ調査を行い、課題解決の方向性を見出すことができた。 ・すでに行動障害者が入居しているグループホームに訪問調査および出前講座を行うことで、各施設のニーズに即した研修を実施することができた。またそこから、継続的な施設支援へと結びつけることができた。	・アンケート調査等により、主に2つの課題（ハード・ソフト）が抽出された。ハード面については、建物の補強や補修に関する金銭的な補助、また、ソフト面については施設支援を第二自閉症児者相談センターと協働して実施し、今後も継続していく。 ・人材育成等のソフト面の課題解決は時間を要するため、長期的な視点で地道に継続していく姿勢が求められる。 ・今後もグループホームへ訪問調査を行い、研修や施設支援に関するニーズの掘り起こしを行う。		・複数名の行動障害者を受け入れているグループホーム2カ所に対し、第二自閉症児者相談センターと協働して訪問ヒアリング調査を実施。行動障害者を受け入れる上で実施している工夫や配慮点等、支援の現状について具体的な取組みを聞くことができた。 ・訪問した事業所のサービス管理責任者や「顔の見える関係性」が出来たことにより、研修周知等の協力も得られやすくなった。 ・コロナ禍の影響により、訪問できなくなってしまったグループホームがあった。対象のグループホームに負担がかからないよう、今後の進め方には検討が必要である。	・複数名行動障害者がお住まいのグループホームの現状についてのヒアリング調査を継続していく。 ・また一方で、近年は新規開設のグループホームに複数名の行動障害者が入る傾向にあることから、成人支援係のケース支援と運動させながら、第二自閉症児者相談センターのグループホームに対する施設支援機能の拡充を図っていく。
	障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進	・重度の障害のある方の「住まいの場」の不足。また、「住まいの場」となるグループホームの新規開設・増設 ・仙台市グループホーム連絡会との連携による整備促進及び支援の質の向上	グループホーム新規開設事業者に対して、消防設備の設置費用を助成した（8件 1,193千円）。 グループホーム運営法人による任意団体「仙台市グループホーム連絡会」に対し、共同生活住居の整備促進及び支援の質の向上を目的とする研修に要する費用を助成した（年額約223千円）。 強度行動障害者の受入促進のため支援者養成研修費への補助を令和3年度より実施した（生活介護8件、共同生活援助3件、短期入所1件 747千円）。	<重度障害、行動障害のある方を受け入れているグループホームより> ・受入れ対象ごとにどのような環境が必要なのかが異なるため、行政として、設備の導入が妥当なのかを検証いただいたうえで、妥当なのであれば補助をしていただくという施策が考えられると思う。 ・仙台市と仙台市グループホーム連絡会が共催して、先進事例を事業者向けに紹介する機会を設けることで、行動障害のある方の受け入れが進むと考える。 <強度行動障害のある方の家族より> ・自閉や強いこだわりへの理解、声の掛け方等、利用者への対応がしっかりとしている専門の知識を持った職員がいる施設が良い。	グループホーム新規開設事業者向けの助成及びグループホーム運営事業者が実施する研修への助成を継続し、グループホームの整備の促進が図れた。 令和3年度より新たに始めた強度行動障害者支援者養成研修費補助金については、研修を受講した複数事業所における強度行動障害者の受入促進が期待できる。	・引き続き消防設備設置費用等の補助を実施し、グループホームの新規開設や増設を促していく。 ・行動障害のある方など、重度障害者の入居先を増やすため、グループホーム等の職員に対する強度行動障害者支援者養成研修の受講費の補助に加え、研修受講職員の代替職員分の人件費を補助する。また、入居者の行動特性に応じた改修費の補助を実施し、グループホームにおける重度障害者の受け入れ体制を整備する。 ・グループホーム運営法人による自主団体「仙台市グループホーム連絡会」と連携し、研修会の実施等を通じてグループホームの整備促進や支援の質の向上を図っていく。	・消防設備の補助金額は例年を上回り、グループホームの新規開設や増設の促進に寄与した。（2/15時点見込み：15住居 6,999千円） ・強度行動障害者支援者養成研修費補助金について、グループホーム、生活介護、短期入所事業所を対象に、既存の研修受講料の補助に加えて代替職員の人件費相当分の補助を新たに実施し、支援に従事する職員の確保及び育成を促進した。（2/15時点見込み：生活介護6件、共同生活援助1件 計491千円） ・強度行動障害者の行動特性に応じた改修等にかかる費用への補助を新たに実施することで、強度行動障害者の受入及び定着を目的として運営されるグループホームが増加した。（2/15時点見込み：1住居 400千円） ・グループホーム連絡会への研修費補助については、市外グループホーム事業所の視察やグループホーム等支援ワーカーを講師としたセミナーを実施し、支援の質の向上や事業所間の横のつながりの強化が図られた。（年額300千円）	・引き続き消防設備設置費用等の補助を実施し、グループホームの新規開設や増設を促していく。 ・強度行動障害者支援者養成研修にかかる費用への補助および入居者の行動特性に応じた改修等にかかる費用への補助を引き続き実施するとともに、入浴リフトの導入費用への補助を新たに実施し、グループホームにおける重度障害者の受入および定着を促進する。 ・グループホーム運営法人による自主団体「仙台市グループホーム連絡会」と連携し、研修会の実施等を通じてグループホームの整備促進や支援の質の向上を図っていく。	

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開	
③地域での安定した生活を支援する体制の充実	(3) 居住支援	医療的ケア障害者対応型グループホーム運営費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害のある方の「住まいの場」の不足。また、「住まいの場」となるグループホームの新規開設・増設 ・仙台市グループホーム連絡会との連携による整備促進及び支援の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 1件 ・新規 1件 		グループホームでは看護師や医療的ケアに対応できる支援員の確保のハードルが高く、そのため入居に至らない例が見えられていた。要綱の改正により、体験時から入居を見据えた支援員の養成など、入居に必要なマンパワーの確保等につながった。	すでにグループホームで生活している医療的ケア者が引き続き安心して生活していけるよう、令和3年度申請のあった2件に対して引き続き補助金を交付する。また、グループホーム入居を希望している方の有無や入居後の生活を支える人員等の体制について、引き続き各法人にモニタリングし、さらなる体制整備を図る。	昨年度に引き続き、2件の申請をいただいた。対象の医療的ケアが必要な方は、看護師が医療的ケアや健康管理で関わる事により、安定した地域生活を送ることができている。また、生活介護等の日中活動にも参加し、QOLを低下させることなく、生活できている。現状、医療的ケアの提供が可能なグループホームの受入枠に空きはない。また、今後、高齢化等により、医療的ケアが必要となる利用者も増えることが考えられるため、受入枠の拡充は引き続き必要である。	新規にグループホームに住まう医療的ケア者だけでなく、加齢等の状態変化により医療的ケアが必要になる可能性がある方においても、安全安心を担保しながら引き続き地域生活が送れるよう、情報収集に努める。また、必要時には補助金を交付し、住まいの場の確保に努める。	
	(4) 地域移行・地域定着支援	精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた以下の課題の検討 ・障害特性や様々なニーズに対応できる多様な住居資源の確保や居住支援サービスの提供体制整備のあり方 ・地域において支援に携わる職員の支援力向上に向けた取組のあり方 ・仲間同士の連帯を強め孤立を予防するピアサポート体制整備のあり方 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ピアスタッフの雇用 2名のピアスタッフを雇用し、主として以下の業務に従事している。 (1)精神科病院における普及啓発活動 ・長期入院者向け普及啓発活動：8回 ・職員研修：2回 (2)個別支援 ・個別支援ケース数：6名 (3)当事者活動・自助グループ支援 ・精神保健福祉ハンドブック掲載団体数：12団体 ・精神保健福祉ハンドブック配布部数：10,000部 ・その他：当事者活動団体の情報交換会への参加 2 精神保健福祉審議会 ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、審議会のもとに作業部会を設置し、「ピアサポートの活用に係る事項」の検討を開始した。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 ピアスタッフの雇用 (1)精神科病院における普及啓発活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数や対象医療機関の拡大には至らなかった。 (2)個別支援については、個別支援ケース数はほぼ横ばいであったが、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への出入りの制限等の事情を踏まえ、区障害高齢課や障害者基幹相談支援センターと連携し、地域で生活する精神障害者の地域定着に係る支援にも積極的に取り組んだ。 (3)当事者活動・自助グループの支援については、令和4年度の精神保健福祉ハンドブックへの掲載団体の取材を行うとともに、ハンドブック以外の新たな情報発信のツールについて、関係機関団体等と検討を行う場を設置することを企画している。 2 精神保健福祉審議会 精神保健福祉審議会については、作業部会を2回実施し（3月末時点の見込み）、ピアサポートの活用に係る課題を整理した。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ピアスタッフ雇用 引き続き2名のピアスタッフの雇用を継続し、精神障害者の地域移行・地域定着に係る業務に充てていく。また、精神保健福祉審議会における議論を踏まえ、本市で雇用しているピアスタッフについてもより効果的な活用のあるあり方について整理を進めていく。 2 精神保健福祉審議会 「ピアサポートの活用に係る事項」の検討を終え、過年度に検討した2テーマと併せて審議会において「地域における支援体制のあり方」について最終報告を行う。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る後半テーマである「精神障害者の地域移行の推進」について、検討を進めていくためのアウトラインを整理する。 	<ol style="list-style-type: none"> R5.2.1時点 1 ピアスタッフの雇用 (1)精神科病院における普及啓発活動 ・長期入院者向け普及啓発活動：0回 ・職員研修：1回 (2)個別支援 (3)当事者活動・自助グループ支援 ・精神保健福祉ハンドブック掲載団体数：11団体 ・精神保健福祉ハンドブック配布部数：10,000部 ・その他：当事者活動団体の情報交換会への参加 評価：新型コロナウイルス感染症の影響により、病院への訪問等が制限され、普及啓発活動や個別支援の実績は低調であった。 2 精神保健福祉審議会 ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、前半テーマである「地域における支援体制のあり方」について最終報告を行う。また、後半テーマである「精神障害者の地域移行の推進」について、検討を進めていくためのアウトラインを整理し、順次着手していく。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ピアスタッフの雇用 引き続きピアスタッフの雇用を継続し、長期入院者等を対象とした普及啓発活動や個別支援といった業務に充てる。また、精神保健福祉審議会における議論を踏まえ、本市で雇用しているピアスタッフについてもより効果的な活用のあるあり方について整理を進めていく。 2 精神保健福祉審議会 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、前半テーマである「地域における支援体制のあり方」について最終報告を行う。また、後半テーマである「精神障害者の地域移行の推進」について、検討を進めていくためのアウトラインを整理し、順次着手していく。 	
	(5) 保健・医療・福祉連携	重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備（再掲）	重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備における関係機関との連携推進	※施策体系②（4）参照		※施策体系②（4）参照	※施策体系②（4）参照		※施策体系②（4）参照	※施策体系②（4）参照
	(5) 保健・医療・福祉連携	高次脳機能障害のある方への支援	高次脳機能障害の方やその家族が地域で孤立することなく社会参加を果たせるよう各関係機関との連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談の延べ件数：595件(実人数90人) ・高次脳機能障害支援者研修(オンデマンド配信)：1回目104人、2回目133人 ・地域リハビリテーション事例検討会1回開催：3月開催 ・家族交流会：6回開催延べ16人参加 ・働いている当事者交流会：1回開催3人参加 ・児童支援に関する研修会（発達相談支援センターとの内部研修）：1回開催39人参加 		支援者研修はオンデマンド配信にしたことで、令和2年度より受講者が増えた。集合形式の家族交流会は、新型コロナウイルスの影響により、定例開催できず、参加者が少なかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・高次脳機能障害支援者研修：目的に応じた手法を工夫し2回開催 ・地域リハビリテーション事例検討会1回 ・家族交流会：毎月開催 ・働いている当事者交流会：2回開催 ・児童支援に関する研修会（発達相談支援センターとの内部研修）：1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ここ数年で、医療福祉へのつなぎの課題は減ってきたものの、今でも必要な情報提供を受けられずに退院してしまう方がいる。更なる医療と福祉の連携協力が求められる。また、受障から社会復帰に至るまでの流れや各場面で使える制度の資料があるとよい。 ・高次脳機能障害の支援経験のある障害福祉サービス事業所が少なく受け入れを断られてしまう。特に、重い認知機能障害がある方が利用できる障害福祉サービス事業所がない。身体障害を合併していると更に受け入れ先がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談の延べ件数（見込み）：500件(実人数80人) ・高次脳機能障害支援者研修 基礎講座(オンデマンド配信) 88名受講 ステップアップ研修18名受講 ・家族交流会（見込み）：12回開催延べ60人参加 ・働いている当事者交流会：2回開催延べ13人参加 ・児童支援に関する研修会（発達相談支援センターとの内部研修）：1回開催41人参加 ・リーフレット、ホームページの改訂 	引き続き①相談支援、②支援ネットワークの充実(医療と福祉の連携、重い高次脳機能障害のある方に対する社会資源)、③普及啓発、④研修を取り組む。

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
③地域での安定した生活を支援する体制の充実	(5) 保健・医療・福祉連携	ひきこもり者地域支援事業	<p>・より多くの事例の積み重ねとともに、事例検討の質の向上</p> <p>・事例検討の結果を踏まえた引きこもり状態の改善に必要な社会資源についての協議</p>	<p>(1) ひきこもり地域支援センター 概要：ひきこもり者本人や家族等に対する支援を各種業務を組み合わせて実施する。 ①相談事業：電話相談：延1,013件、メール相談：延94件、来所相談：延750件、その他：延51件 ②訪問支援：延108件 →延相談件数 (①+②) = 2,016件 ③ひきこもり地域相談会：7回（延参加者15名、個別相談11組） ④家族支援（家族教室）：39回 ⑤居場所支援（サロン）：延1,278名 (2) ひきこもり青少年等社会参加促進事業 ①所外活動（就労体験、外出支援等）：332名 ②所内活動（調理活動、創作活動等）：180名 (3) ひきこもり支援連絡協議会（拠点機能） 年11回開催新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを受け、1回中止 (4) 中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業 延利用者数：559名</p>	<p>(1)令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、来所相談の件数が減少傾向にある一方、電話相談・メール相談といった非対面式相談の件数が増加傾向にある。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数や参加人数の拡大には至らなかった。 (3)ひきこもり支援連絡協議会 令和3年度は、障害者相談支援事業所や居宅介護支援事業所から新たにひきこもり事例が持ち込まれ、事例検討を通じて、ひきこもり者の現状に至る背景を推定し、支援方針の確立に役立つ助言を行うことができた。 また、社会資源開発については、ひきこもり者への支援を行う関係機関・団体に対してヒアリングを実施し、支援実施上の工夫や配慮、課題等の把握を行った。 (4)中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業 令和3年度利用者は559名であり、令和2年度と比較して、約1.2倍となっている。主に40代以上の中高年ひきこもり者を対象に、社会再参加に向けて、専門スタッフがサポートしながら、安心して過ごせる居場所や各種支援プログラムを提供することができた。</p>	<p>ひきこもり者の背景や置かれている状況は多種多様である。そのため、ひきこもり者の抱える問題の解決のためには、多様な分野の機関・団体との協力関係が欠かすことができない。ひきこもり支援連絡協議会（拠点機能）を軸に地域団体を含む多くの機関・団体間の連携強化を図る。また、外部有識者により構成する第三者機関の設置等により、定期的に本市におけるひきこもり支援体制全体の整備の進捗状況の点検や課題の整理を行う。</p>	<p><NPO法人アスイク> ・就労を考え始めている子がいるが、特性として根気がなく継続して作業できない。そういった子のために、短時間就労の仕事があればよい。 ・民間企業と行政がタッグを組んで、一部の業務を切り出してもらおうといったことも必要なのではないかと感じる。 ・夜間帯の居場所があってもいいのではないか。 ・福祉業界に入ってきたいが、資格や経験がないからという理由で入口にすら立てない（立たない）という間口の狭さをどうにかする必要があると感じる。 また、こういった気持ちのある方を育てるような仕組みが行政から提供されるとありがたい。</p>	<p>（いずれも12月までの実績） (1) ひきこもり地域支援センター 概要：ひきこもり者本人や家族等に対する支援を各種業務を組み合わせて実施する。 ①相談事業：電話相談：延564件、メール相談：延84件、来所相談：延451件、その他：延22件 ②訪問支援：延71件 →延相談件数 (①+②) = 1,192件 ③ひきこもり地域相談会：3回（個別相談9件） ④家族支援（家族教室）：42回 ⑤居場所支援（サロン）：延1,054名 評価：新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、来所相談の件数は昨年度と同数程度であった。その一方で、新規相談に関しては、電話相談・メール相談といった非対面式相談の件数が増加傾向にある。 (2) ひきこもり青少年等社会参加促進事業 ①所外活動（就労体験、外出支援等）：309名 ②所内活動（調理活動、創作活動等）：※実績は3月末未確定 評価：所外活動については、予定していた活動の中止や延期など、制限された部分もあり、実施回数の拡大や利用者増にはいたっていない。 (3) ひきこもり支援連絡協議会（拠点機能） 年12回開催 評価：新たに医療機関を加え、発達相談支援センター、精神保健福祉総合支援センター、各区障害高齢化などの関係機関と共に、ひきこもり者の現状に至る背景を推定し、支援方針の確立に役立つ助言を行うことができた。 (4)中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業 延利用者数：639名 令和4年度利用者は12月末時点で639名であり、令和3年度と比較して、既に約1.2倍増加している。主に40代以上の中高年ひきこもり者を対象に、社会再参加に向けて、専門スタッフがサポートしながら、安心して過ごせる居場所や各種支援プログラムを提供することができた。</p>	<p>ひきこもり支援連絡協議会（拠点機能）を軸に地域団体を含む多くの機関・団体間の連携強化を図る。また、ひきこもり状態にある方へ適切な支援を届けるため、実態や支援ニーズの把握に向けた調査を行う。</p>
(6) 給付・手当等	特別児童扶養手当の支給	受給者数増加に伴う心身障害者医療費助成の処理・手続き量の増加	<p>○特別児童扶養手当支給実績 ・受給者数(支給停止者数除く)1,836人 ※受給者数は令和4年3月末時点</p>	<p>○特別児童扶養手当を支給することにより、心身に障害がある児童の福祉の増進を図ることができた。 ○申請に基づき、法令等に則って適切に支給を行うことができた。</p>	<p>令和2・3年度の新型コロナウイルス感染症による特例的対応の余波が少なからず影響を及ぼすことが見込まれる。厚生労働省からの通知や法令等を逐一確認し、個別の事情に適切に対応するよう努める。</p>	<p>令和2・3年度の新型コロナウイルス感染症による特例的対応の余波が少なからず影響を及ぼすことが見込まれる。厚生労働省からの通知や法令等を逐一確認し、個別の事情に適切に対応するよう努める。</p>	<p>○特別児童扶養手当支給実績見込み ・受給者数(支給停止者数除く)1,773人 ※受給者数は令和4年12月末時点 ○特別児童扶養手当を支給することにより、心身に障害がある児童の福祉の増進を図ることができている。 ○申請に基づき、法令等に則って適切に支給を行うことができている。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による特例的対応が多少影響を及ぼすことが見込まれる。厚生労働省からの通知や法令等を逐一確認し、個別の事情に適切に対応するよう努める。</p>	

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
④生きがいにつながる就労と社会参加の充実	(1) 一般就労・福祉的就労	就労移行支援事業所等の関係機関の支援スキル向上	<p>○障害者就労支援センター運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者：合計527人（身体53人、知的109人、精神203人、発達135人、高次脳8人、難病4人、その他15人） ・相談件数（延べ）：14,683件 ・新規就労者数：55人 ・離職者数：9人 ・就労支援連絡会議の開催：2回 <p>○障害者雇用マッチング強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開拓対象事業所等（企業数：99社、支援機関：47機関） ・新規開拓訪問回数：合計308回（企業訪問：131回、支援機関：177回） ・採用者：33人 ・採用者の職場定着支援：（企業数：132社、訪問回数：174回） <p>○視覚障害者就労支援促進職業リハビリテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練利用実人数：24人 ・延べ訓練回数：164回 ・職業講習会開催回数：8回 ・訓練後の進路状況：就職1人、就労継続11人、休職中1人、就活中9人、休学0人、療養中2人 <p>○障害者在宅就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方へのITによる在宅就労訓練講座：6講座、延べ16人参加 <p>○知的障害者チャレンジオフィス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者数：8人（年度内の在籍人数） ・上記のうち、令和3年度新規採用者数：7人 ・一般就労者数／年度末時点の就労状況 <p>1人（R2.4月採用職員がR3.6月に一般就労）／就労中1人（R2.10月採用職員がR3.9月に一般就労）／就労中1人（R2.10月採用職員がR3.10月に一般就労）／就労中</p>	<p><就労移行支援事業所より></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層で就労経験のない利用者など、就労のイメージがない方のために企業見学や職場実習の機会、選択肢が増えることよ。 ・障害者を雇用している現場の疲弊感とトップの思いの乖離はよくある。 ・障害者雇用する企業が責任を持ってもらう部分はあるが、支援機関に頼れる部分もあるので、支援機関の活用方法等がもっと認知されるとよい。 ・在宅勤務も増えてきており、連日の通勤が負担になる方には、メリットにも感じているが、完全在宅は外出が困難になるなどのデメリットもある。 	<p>○障害者就労支援センター運営</p> <p>支援対象者は減少したが、相談件数や就職者数は増加しており、継続性のある丁寧な支援が行われているものと評価される。</p> <p>○障害者雇用マッチング強化</p> <p>実績は低下傾向にあるが、採用者数は減少せず、就労定着率も高い水準で推移しているため、適切なジョブマッチングが着実に進んでいるものと評価される。</p> <p>○視覚障害者就労支援促進職業リハビリテーション</p> <p>令和2年度並みの実績となる見込みである。</p> <p>○障害者在宅就労の促進</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大への対応を含む障害者の在宅就労の支援として一定の役割を果たしている。</p> <p>○知的障害者チャレンジオフィス</p> <p>雇用人数は例年通りの実績。約1年で一般就労に繋げることができている。</p>	<p>○障害者就労支援センター運営</p> <p>関係機関の支援ノウハウ向上に資する取組みを継続するほか、引き続き総合相談窓口としての機能を果たしていく。</p> <p>また、移行支援事業所等からの意見を取り入れながら、セミナー等を活用し、企業とのつながりを広げていく。</p> <p>○障害者雇用マッチング強化</p> <p>一般就労者への定着支援、法定雇用率未達成企業への理解啓発・支援を継続して行う。</p> <p>○視覚障害者就労支援促進職業リハビリテーション</p> <p>仕事に就く視覚障害者を増やすために、事業所等に対する普及啓発を強化する。</p> <p>○障害者在宅就労の促進</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大への対応としてのオンライン講座、通勤が困難な障害者への就労支援を継続して行う。</p> <p>○知的障害者チャレンジオフィス</p> <p>運営の在り方について、適宜必要な見直しを図ることにより、就職及びその後の安定した職場定着に必要な職業スキル等を効果的に習得できるよう、個々の障害特性等に配慮しながら支援していく。</p>	<p><就労移行支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳無し利用者（精神・発達）が増えているが、雇用率にカウントされず、企業は雇用しにくい傾向で、支援にも課題を抱えやすい。 ・身体を希望し、精神・発達障害者の雇用が進みにくい企業はまだ多く、定着しなかった場合は、再雇用のハードルも上がりやすい。 ・利用者の獲得や市の傾向としてセルフブランのケースが多く、利用調整に時間を割くため、研修等に参加する時間が少ない。また、指導に活かせるような、中級者以上向けの研修が少ない。 <p>（実績値は1月末時点のもの）</p> <p>○障害者就労支援センター運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者：合計427人（身体55人、知的104人、精神141人、発達101人、高次脳8人、難病3人、その他15人） ・相談件数（延べ）：8,986件 ・新規就労者数：31人 ・離職者数：4人 ・就労支援連絡会議の開催：2回 ・件数は落ち気味だが、他所では支援ニーズを充足できない困難ケースなど、丁寧な支援を継続した。 <p>○障害者雇用マッチング強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開拓対象事業所等（企業数：76社、支援機関：35機関） ・新規開拓訪問回数：合計194回（企業訪問：99回、支援機関：95回） ・採用者：18人 ・採用者の職場定着支援：（企業数：99社、訪問回数：106回） ・引続き、企業や支援機関に対し支援を実施。特に、支援機関に対しては、企業のナチュラルサポート形成を支援できるよう、サポートを行った。 <p>○障害者在宅就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方へのITによる在宅就労訓練講座：7講座、延べ27人参加 ・例年通り継続して、重度身体障害のある方に対し、寄り添った講座開講を実施した。 <p>○視覚障害者就労支援促進職業リハビリテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練利用実人数：22人（R3：29人） ・延べ訓練回数：105回（R3：208回） ・職業講習会開催回数：12回（R3：9回） ・訓練後の進路状況：就職16人（R3：14人）、求職中4人（R3：8人）、その他2人（R3：7人） ・前年度より訓練実人数・延べ訓練回数は減少したものの、就職者数は増加した。 <p>○知的障害者チャレンジオフィス</p> <p>雇用人数は例年通りの実績。約1年で一般就労に繋げることができている。</p>	<p>○障害者就労支援センター運営</p> <p>次年度以降も、障害者雇用の総合相談窓口として、障害のある方等への丁寧な支援を継続していくとともに、支援機関の支援スキルアップのための取組を行っていく。</p> <p>○障害者在宅就労の促進</p> <p>障害者の在宅就業のニーズに合った講座内容を企画し、継続して重度障害のある方への支援を行っていく。</p> <p>○視覚障害者就労支援促進（職業リハビリテーション）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、個別の職業リハビリテーションを実施する。仕事に就く視覚障害者を増やすために、事業所等に対する普及啓発を実施する。 <p>○知的障害者チャレンジオフィス</p> <p>運営の在り方について、適宜必要な見直しを図ることにより、就職及びその後の安定した職場定着に必要な職業スキル等を効果的に習得できるよう、個々の障害特性等に配慮しながら支援していく。</p>	
		福祉的就労利用者の工賃向上のための販路拡大等の支援	福祉的就労の充実	<p>○障害者就労施設等からの物品等調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・513件、69,539,652円 <p>○施設等自主製品の販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい製品フェア 5回 ・年間6回の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2回中止している。また、ウエルフェア2021屋外の代替として、ふれあい製品フェアを10月3日に実施した。 ・ふれあい製品展示販売会 ※令和4年1月末時点 区役所等 延べ697日間開催 地下鉄仙台駅 31日間 ララガーデン長町 2日間 ・ふれあい製品デリバリー 3回 	<p>○障害者就労施設等からの物品等調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数、実績値ともに令和2年度から微減となったが、新たに保育所の清掃業務委託を行う等工賃の向上に寄与した。 <p>○施設等自主製品の販売促進</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止となったが、新たにララガーデン長町において販売会を開催する等販路拡大に寄与した。</p>	<p>○障害者就労施設等からの物品等調達の推進</p> <p>障害者就労施設等からの物品等調達の推進を図るため、企業とのマッチング支援を行う。</p> <p>○施設等自主製品の販売促進</p> <p>施設等自主製品の販売促進のため、各区役所等におけるふれあい製品販売会や勾当台公園におけるふれあい製品フェアを開催する。</p>	<p><一般社団法人はびかも></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方のイベントに限らず行政のイベントに障害理解啓発ができるブースの出店があると良い。 ・年間を通して、様々なイベントの中でPRができれば効果的と考ええる。 <p>○障害者就労施設等からの物品等調達の推進</p> <p>件数、実績値ともに令和2年度から微減となったが、新たに保育所の清掃業務委託を行う等工賃の向上に寄与した。</p> <p>※実績はR5.5月中旬頃に集計予定</p> <p>○施設等自主製品の販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい製品フェア 6回 ・ふれあい製品販売会 ※令和5年1月末時点 区役所等 延べ696日間開催 地下鉄仙台駅 37日間 ララガーデン長町 6日間 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止となったが、新たにララガーデン長町において販売会を開催する等販路拡大に寄与した。 	<p>○障害者就労施設等からの物品等調達の推進</p> <p>障害者就労施設等からの物品等調達の推進を図るため、企業とのマッチング支援を行う。</p> <p>○施設等自主製品の販売促進</p> <p>施設等自主製品の販売促進のため、各区役所等におけるふれあい製品販売会や勾当台公園におけるふれあい製品フェアを開催する。</p>	

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
④生きがいにつながる就労と社会参加の充実	(1) 一般就労・福祉的就労	障害者就労への理解促進	市民や企業等に対する障害者就労への理解促進	○障害のある方の職業能力開発の促進 ・雇用促進セミナー：3回開催 ・雇用促進のためのホームページの運営 ○障害者雇用促進貢献企業の表彰 ・応募総数：9件 ・表彰総数：6件（㈱サンマリ、㈱仙台銀行、㈱つばめマネジメント、㈱デジタルハーツプラス 仙台オフィス、東北電力フレンドリー・パートナーズ㈱、楽天ソシオビジネス㈱ エリア事業部 仙台エリアチーム）	宮城県その他関係機関と連携しながらセミナー開催を行うことができたうえ、セミナーへ参加した事業者について、障害者就労支援センターを中心にアフターフォローを行うことができた。	○障害のある方の職業能力開発の促進 コロナ禍に伴う制約がある中で、引き続き障害者就労支援センターや宮城県と連携し、効果的なセミナーの企画を行っていく。 ○障害者雇用促進貢献企業の表彰 障害者施策に尽力する企業の表彰及び広報を継続して行うことで、更なる障害者雇用促進の醸成を図っていく。	<ハローワーク仙台> ・中小企業は、雇用について行政指導や納付金の対象とならず、フォロー体制も取りにくいので、求人レベルが上がり、雇用が進みにくい。 ・ロールモデルとして、障害者雇用の好事例周知は重要である。 <はたらポート仙台> ・企業向けの理解促進はなお必要。加えて、市民の理解も進み、雇用する企業を応援する風土が醸成されると良い。 ・雇用経験の無い企業は、障害理解から始まるため、実績に結び付くまで時間がかかり、雇用のきっかけには法の要請も必要になる。 ・事例を共有しても、自社では無理という考えになりがち。 ・就労者の生活上の課題について、相談支援事業所等の相談機関に繋がるケースがほとんどない。 ・就労支援は再現性がなく、支援への自信が持ちにくい。	○障害のある方の職業能力開発の促進 ・雇用促進セミナー：2回開催 ・雇用促進のためのホームページの運営 特に障害者雇用の経験が浅い企業に対し、参考となるような好事例を紹介するなど、市内の雇用促進に資するセミナーなどを実施した。 ○障害者雇用促進貢献企業の表彰 ・応募総数：3件 ・表彰総数：2件（(株)仙台にしむら、ブルデンシャル生命保険(株)ドライデンカスタマーセンター） 特に多かった昨年度に比べると、例年並みの表彰数となったが、障害のある方が長期で安定して就労する優良企業の表彰を行うことができた。	障害者雇用率の引き上げ等を見据え、次年度以降も、障害者雇用の経験の無い企業や安定した継続雇用を目指す企業に対し、障害者雇用の意義や雇用管理のポイントなどを伝えるセミナーを企画していく。
			障害者就労への理解促進	○障害のある方の職業能力開発の促進 ・雇用促進セミナー：3回開催 ・雇用促進のためのホームページの運営 ○障害者雇用促進貢献企業の表彰 ・応募総数：9件 ・表彰総数：6件（㈱サンマリ、㈱仙台銀行、㈱つばめマネジメント、㈱デジタルハーツプラス 仙台オフィス、東北電力フレンドリー・パートナーズ㈱、楽天ソシオビジネス㈱ エリア事業部 仙台エリアチーム）	宮城県その他関係機関と連携しながらセミナー開催を行うことができたうえ、セミナーへ参加した事業者について、障害者就労支援センターを中心にアフターフォローを行うことができた。	○障害のある方の職業能力開発の促進 コロナ禍に伴う制約がある中で、引き続き障害者就労支援センターや宮城県と連携し、効果的なセミナーの企画を行っていく。 ○障害者雇用促進貢献企業の表彰 障害者施策に尽力する企業の表彰及び広報を継続して行うことで、更なる障害者雇用促進の醸成を図っていく。	<ハローワーク仙台> ・中小企業は、雇用について行政指導や納付金の対象とならず、フォロー体制も取りにくいので、求人レベルが上がり、雇用が進みにくい。 ・ロールモデルとして、障害者雇用の好事例周知は重要である。 <はたらポート仙台> ・企業向けの理解促進はなお必要。加えて、市民の理解も進み、雇用する企業を応援する風土が醸成されると良い。 ・雇用経験の無い企業は、障害理解から始まるため、実績に結び付くまで時間がかかり、雇用のきっかけには法の要請も必要になる。 ・事例を共有しても、自社では無理という考えになりがち。 ・就労者の生活上の課題について、相談支援事業所等の相談機関に繋がるケースがほとんどない。 ・就労支援は再現性がなく、支援への自信が持ちにくい。	○障害のある方の職業能力開発の促進 ・雇用促進セミナー：2回開催 ・雇用促進のためのホームページの運営 特に障害者雇用の経験が浅い企業に対し、参考となるような好事例を紹介するなど、市内の雇用促進に資するセミナーなどを実施した。 ○障害者雇用促進貢献企業の表彰 ・応募総数：3件 ・表彰総数：2件（(株)仙台にしむら、ブルデンシャル生命保険(株)ドライデンカスタマーセンター） 特に多かった昨年度に比べると、例年並みの表彰数となったが、障害のある方が長期で安定して就労する優良企業の表彰を行うことができた。	障害者雇用率の引き上げ等を見据え、次年度以降も、障害者雇用の経験の無い企業や安定した継続雇用を目指す企業に対し、障害者雇用の意義や雇用管理のポイントなどを伝えるセミナーを企画していく。
④生きがいにつながる就労と社会参加の充実	(2) 日中活動	障害者福祉センター運営管理	既存事業のあり方及び障害者福祉センターで新たに担うべき機能の検討	・自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業 機能訓練：延4,295件 生活訓練：延40件 ・生活介護事業 延2,394件 ・貸館事業 延14,227件	これまでのサービスを継続しながら、事業見直しに向け協議を継続してきた。障害者の範囲や多様化に伴い、民間事業所では受入れが進んでいないニーズを取り組むよう事業見直し案を制定し、令和4年度からの実施とした。	既存事業のあり方及び障害者福祉センターで新たに担うべき機能の検討の結果、令和4年度からの事業見直しを行う。高次脳機能障害、発達障害への対応や、重症心身障害、医療的ケア対応を強化し、利用対象を拡大し、多様なニーズに対応する。		・自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業 機能訓練：延約3,000件 生活訓練：延約100件 ・生活介護事業 延約2,200件 ・貸館事業 延約18,000件 今年度より対象者を拡大。大きな実績変動はないものの、高次脳機能障害や発達障害などの新たな対象者をターゲットとした生活訓練は実績が増加する見込み。	既存事業のあり方及び障害者福祉センターで新たに担うべき機能の検討結果による令和4年度からの事業見直しに基づき、引き続き高次脳機能障害、発達障害への対応や、重症心身障害、医療的ケア対応を強化し、利用対象を拡大しながら、多様なニーズに対応していく。
			2020東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成委開催事業	・障害者スポーツへの関心を継続させる取組の検討 ・障害者スポーツ参加者のすそ野の拡大	・パラリンピックスポーツ教室 ・3回実施（6回実施予定だったが、内3回中止） 参加者66人 新型コロナウイルス感染症の影響により、3回中止している。 ・講演会「スポーツまちづくりトーク」 参加者 100名 第1部：基調講演「バラスポーツのこれから TOKYO2020レガシー」 第2部：パネルディスカッション「バラスポーツの楽しさと、市民の関わりなどについて」	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止となったが、パラリンピック競技の教室を行うことができた。講演会には東京パラリンピックメダリストの鈴木亜弥子選手などをお招きし、バラスポーツへの関心の継続に寄与した。	コロナ禍で体験会などが行えない状況でも障害者スポーツに関心をもってもらえるような取組について、検討していく。	<仙台市障害者スポーツ協会> 東京パラリンピックの開催によって、競技に対する認知度は上がったので、理解促進につなげていきたい。当事者が障害者スポーツに取り組むには環境や用具を整える必要があり、まだハードルが高い。	・パラリンピックスポーツ教室 6回実施 参加者42名 ・パラリンピックスポーツ体験会(ポッチャ体験会) 2回実施。参加者 273名 (7月) ※令和5年3月に2回目を開催予定 障害者スポーツを体験する機会を作ることができた。
	(3) スポーツ・レクリエーション芸術文化	各種レクリエーション活動の推進	レクリエーション教室開催事業	・身体 開催回数：3回、参加者数：245人 ・知的 開催回数：67回、参加者数：86人（うち55回中止） ・精神 開催回数：7回、参加者数：88人 ・障害 開催回数：3回、参加者数：89人	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止となったが、状況を見ながらレクリエーション教室を行うことが出来た。	感染症対策を取りながら、障害者のニーズに合わせた教室を開催していく。		新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止となったが、状況を見ながらレクリエーション教室を行うことが出来た。 ※レクリエーション教室開催実績については4月確定	パリパラリンピックに向け、広く障害者スポーツに関心を持ってもらい、障害理解促進につながるよう取り組みを検討しながら事業を進めていく。
			文化・芸術活動の振興	障害者による書道・写真・絵画コンテストを開催し、入賞作品については全国コンテストに推薦するほか、「ウエルフェアアート展」として市内障害者福祉センター等に展示した。（11～12月） ○障害者による書道・写真・絵画コンテストの実施（応募作品数：書道の部70点、写真の部27点、絵画の部53点） ○写真、書道、絵画教室等：参加者79人 上記コンテストへの応募を目標とした教室の実施 ○ウエルフェアアート展 障害者週間の間、市内障害者福祉センター等で入賞作品を展示する。 ○紙上交流誌「わっか」の発行を行った。 発行回数：1回	<事業所より> ・障害の壁を取り払い、障害の有無に関係のない常設展示場があるとよい。 ・障害のある方の文化・芸術活動に興味を持ってもらえるような社会作りや活動についての広報が必要だと思う。 <利用者より> ・料理人（食品）、漫画家、美大生、伝統工芸師、音楽などと作品を通して、いろいろな方とコラボ（交流）できる展覧会があると嬉しい。	障害のある方の文化・芸術活動の普及・啓発に寄与した。	事業について一層の周知を図るとともに、引き続き障害のある方の文化・芸術活動の意欲を高めるような教室等を開催していく。	<多摩多夢舎中山工房> ・行政は発信力が違うので、プロモーションをしてもらうと良い。（市政だよりのデザインに使用してもらおう等）	○障害者による書道・写真・絵画コンテストの実施（応募作品数：書道の部69点、写真の部19点、絵画の部50点） ○写真、書道、絵画教室等：参加者99人 上記コンテストへの応募を目標とした教室の実施 ○ウエルフェアアート展 障害者週間の間、市内障害者福祉センター等で入賞作品を展示した。 ○紙上交流誌「わっか」を発行予定。 発行回数：1回 障害者による書道・写真・絵画コンテストを開催し、入賞作品については全国コンテストに推薦するほか、「ウエルフェアアート展」として市内障害者福祉センター等に展示した。

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開	
③生きがいにつながる就労と社会参加の充実	(4) 当事者活動	精神障害者ピアカウンセリング事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアカウンセリング講座 年3回開催、参加延人数：31人 1回目開催（令和3年7月29日）参加者5人 2回目開催（令和3年10月29日）参加者12人 3回目開催（令和4年1月6日）参加者14人 ・ピアトークショー 年1回開催（令和4年3月25日/仙台福祉プラザ）、聴講者数：30名 テーマ「話せていますか？聴けていますか？」 		令和2年度に比べ参加者が減少したが、参加者からの感想には、「当事者同士の交流機会が他に少なく貴重な機会になった」といった声もあり、需要はあるものと考えられる。今後より多くの方に参加してもらえるよう周知の方法について検討が必要。	参加者の声から当事者にとっては貴重な場であるため、引き続き本事業を実施するが、より多くの方に参加してもらえるよう、周知の方法等について検討が必要である。また、仮にコロナ禍が今後も続いていくことを考えると、オンラインによる実施や、対面とオンラインによるハイブリッド形式による実施方法について委託先と検討を行っていく。		<ul style="list-style-type: none"> ・ピアカウンセリング講座 年3回開催、参加延人数：46人 1回目開催（令和4年7月21日）参加者16人 2回目開催（令和4年10月14日）参加者18人 3回目開催（令和5年1月5日）参加者12人 ・ピアトークショー 年1回開催（令和5年3月17日/仙台福祉プラザ） テーマ「私が悩んでいること、困っていること」 	当事者同士の交流の場は、貴重であり、いろいろな人に活動を周知し参加したいと思ってもらうため、周知の方法や新規の参加者の募集方法を、仙台市精神保健福祉団体連絡協議会と協議し進めていく。	
		セルフヘルプグループの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> セルフヘルプ育成支援（通年） ・当事者活動団体：4団体 		令和2年度実績に比べ2団体増加し計4団体となった。ただ活動の補助金を出すだけでなく、相談や協力に応じるといったサポートを手厚く行うことを伝えることで、立ち上げた後の不安解消にもつながることが団体増加につながったと考える。	過年度に立ち上げた団体がどのようにして立ち上げを行ったのかを立ち上げに興味のある方に説明をし、団体を立ち上げることに難しさを柔らげ、より多くの育成支援を行う体制を引き続き維持していく。		当事者の体調悪化による活動の中断があり、令和3年度実績に比べ、1団体減少し計3団体となった。活動や運営について相談や協力ができることを伝えてはいるが、当事者自身が活動することも踏まえ、定期的に活動内容を確認し助言を行えるようにしていく必要があると考える。	昨年度に引き続き、過年度に立ち上げた団体がどのようにして立ち上げを行ったのかを立ち上げに興味のある方に説明をし、団体を立ち上げることに難しさを柔らげ、より多くの育成支援を行う体制を引き続き維持していく。また、当事者自身が先頭に立って活動することを踏まえ、定期的な活動内容の確認やサポートを受けられるように周知し、継続的な活動を行えるよう引き続き支援していく。	
		知的障害のある方の本人活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 本人活動支援事業 ※令和4年1月末時点 ・7回実施（16回実施予定だったが、内9回中止）、延べ参加者数：102人 登録者数：36人 		新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より少ない開催となったが、公園の清掃やウエルフェアスポーツへの参加などの活動を行うことが出来た。	引き続き、福祉まつりウエルフェア等、他の事業との連携も図りながら、本人主体の活動運営を支援していく。		新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より少ない開催となったが、公園の清掃やウエルフェアスポーツへの参加などの活動を行うことが出来た。	※本人活動支援実績については4月確定	引き続き、福祉まつりウエルフェア等、他の事業との連携も図りながら、本人主体の活動運営を支援していく。
④生きがいにつながる就労と社会参加の充実	(4) 当事者活動	精神障害のある方の障害者ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> スキルアップ研修4回実施、延べ参加者人数：105人（うちオンライン参加77人） ・日頃支援を受けることが多いと考えられる当事者や家族のボランティア活動への参加を支援している。 精神保健福祉ボランティア団体活動講座1回実施、参加人数4名 		オンラインも併用しながら、研修や講座を開催することができた。	引き続き、支援者や精神障害のある方の意見を取り入れ、よりニーズの高い内容の講座を実施していく。また、ボランティア活動では参加者を増やしていけるよう効果的な募集方法等を検討していく。		オンラインも併用しながら、研修や講座を開催することができた。	※各種実績については4月確定	引き続き、支援者や精神障害のある方の意見を取り入れ、よりニーズの高い内容の講座を実施していく。また、ボランティア活動では参加者を増やしていけるよう効果的な募集方法等を検討していく。
		障害のある方への交通費等の助成	<ul style="list-style-type: none"> 交交付人数(令和4年3月末) ・ふれあい乗車証：15,576人 ・福祉タクシー利用券：9,897人 ・家用自動車燃料費助成券：6,011人 		各々の障害の状況に合った助成内容を選択し、多くの障害のある方が制度を活用し交通機関等を利用しており、社会参加活動の促進が実現されている。	新型コロナウイルス感染症による影響を注視していくとともに、引き続き、障害のある方の社会参加を推進していく。		各々の障害の状況に合った助成内容を選択し、多くの障害のある方が制度を活用し交通機関等を利用しており、社会参加活動の促進が実現されている。	※各種実績については4月確定	引き続き、障害のある方の社会参加を推進していく。
		同行・外出支援	<ul style="list-style-type: none"> 同行支援 延べ利用者数：2,572人 ・行動支援 延べ利用者数：127人 	同行支援及び行動支援について、サービスを提供する事業所及びヘルパーの確保		新型コロナウイルス感染症による利用控え等の影響も考慮のうえ、引き続き実態把握を進めていく必要がある。	外出に支援を要する方が社会参加等を積極的に行えるよう、今後も利用者・事業者双方への制度の周知に努める。	ヘルパー不足が深刻な課題であるため、資格取得のための研修受講費用を安く・もしくは無料にしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・同行支援 延べ利用者数：2,676人 ・行動支援 延べ利用者数：137人 	両サービスとも若干ではあるが令和3年度よりも利用者数が増える見通しであり、コロナ禍のために落ち込んだ外出支援のニーズが、少しずつ元の水準に戻りつつあることがうかがえる。
ガイドヘルパーの派遣	<ul style="list-style-type: none"> 利用登録者数：83人 派遣回数：280回 		<ul style="list-style-type: none"> <事業の委託先事業者より> ・制度を知らなかったという声が多い。より広く周知するための工夫が必要ではないかと思う。 〈利用者より〉 ・障害者にとって行動範囲が広がるきっかけになる制度であるため、制度について広く周知していただきたい。 	新型コロナウイルス感染症による利用控え等の影響も考慮のうえ、引き続き実態把握を進めていく必要がある。	外出を主とするサービスは対象者要件によって複数存在しており事業のあり方について今後も検討を要するが、既存の制度だけでは対応できないニーズを補う制度として、引き続き制度の周知に努めていく。		<ul style="list-style-type: none"> 利用登録者数：84人 派遣回数：240回 	令和3年度とほぼ同程度の実績となる見込み。	外出を主とするサービスは対象者要件によって複数存在しており事業のあり方について今後も検討を要するが、既存の制度だけでは対応できないニーズを補う制度として、引き続き制度の周知に努めていく。	

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
 ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
④生きがいにつながる就労と社会参加の充実	(6) 意思疎通支援 点字・声の広報発行	意思疎通支援者の着実な養成	(点字市政だより、声の広報) ○点字市政だより：月2回（3日・15日） ・全市版：延2,610部作成 ・区版：延2,122部作成 ○声の広報：月1回 ・カセットテープ版：延238本作成（マスター版含む） ・CD版：延1,392本作成（マスター版含む） ・YouTube発信（毎月） ○生活情報の点字・音声版提供者数 ・点字版：1,836人 ・音声版：1,819人 ○ふれあいガイド点字・音訳版作成部数 ・テープ版：抜粋版40組、完全収録版(マスターのみ) ・音声版：完全収録版100枚 ・点字版40部 ○点字、音訳サービス利用件数 ・点訳サービス：8件 ・朗読サービス：1件		(点字市政だより、声の広報) 市政だよりの点字版・音声版の発行およびYouTube配信により、視覚等に障害のある方に適時必要な市政情報を発信した。また、市政ラジオ番組も活用し、周知を行った。 (生活情報の点字・音声版提供者数、ふれあいガイド、点字、音訳サービス) 視覚等に障害のある方の生活に密着した情報を発信した。また、点字や墨字、デジ版、カセットテープ版など、個々のニーズに沿った形で情報提供を行っていくとともに、より広くサービスを周知し、障害のある方の情報保障を図った。	(点字市政だより、声の広報) 視覚等に障害のある方に適時適切な市政情報を届けるとともに、情報の保証を図るため、引き続き市政だよりの点字版・音声版の発行およびYouTube配信を行う。また、より多くの方に認知・利用していただけるよう周知を行い、情報保障の推進を図る。 (生活情報の点字・音声版提供者数、ふれあいガイド、点字、音訳サービス) 今後も、視覚等に障害のある方の生活に密着した情報を発信していく。 また、点字や墨字、デジ版、カセットテープ版など、個々のニーズに沿った形で情報提供を行っていくとともに、より広くサービスを周知し、障害のある方の情報保障を図っていく。	(点字市政だより、声の広報) ○点字市政だより：月2回（3日・15日） ・全市版：延2,559部作成 ・区版：延2,096部作成 ○声の広報：月1回 ・カセットテープ版：延228本作成（マスター版含む） ・CD版：延1,396本作成（マスター版含む） ・YouTube発信（毎月） ○生活情報の点字・音声版提供者数 ※実績については4月確定 ○点字、音訳サービス利用件数 ※実績については4月確定 (生活情報の点字・音声版提供者数、ふれあいガイド、点字、音訳サービス) 視覚等に障害のある方の生活に密着した情報を発信した。 また、点字や墨字、デジ版、カセットテープ版など、個々のニーズに沿った形で情報提供を行っていくとともに、より広くサービスを周知し、障害のある方の情報保障を図った。	(生活情報の点字・音声版提供者数、ふれあいガイド、点字、音訳サービス) 今後も、視覚等に障害のある方の生活に密着した情報を発信していく。また、点字や墨字、デジ版、カセットテープ版など、個々のニーズに沿った形で情報提供を行っていくとともに、より広くサービスを周知し、障害のある方の情報保障を図っていく	
④生きがいにつながる就労と社会参加の充実	(6) 意思疎通支援 障害がある方のコミュニケーションの支援	意思疎通支援者の着実な養成	※令和4年1月末時点 ○手話通訳相談員 ・市役所・各区役所等7箇所に配置。 ○各種奉仕員養成研修修了人数 ・手話奉仕員(入門)：19人 ・手話奉仕員(基礎)：11人 ・手話通訳者：5人 ○各種奉仕員養成研修受講人数 ・点訳：9人 ・朗読：8人 ○手話奉仕員等派遣者数 ・手話通訳者：1,016人 ・要約筆記：37人(手書き)、41人(パソコン) ○要約筆記者養成研修修了人数： 手書き4人、パソコン4人※うち両コース2人 ○盲ろう通訳介助員養成研修修了人数：8人 ○盲ろう通訳・介助員派遣者数：321人		・奉仕員への関心を高め、受講者の意識の向上につながる取組を検討していくとともに、受講者と障害者や現役通訳者との交流の機会を設け、奉仕員の技術や活動意欲の向上を図った。 ・派遣については、利用者の増加やニーズの多様化に対応していけるよう、派遣体制の確保を図った。 ・新型コロナウイルス感染症対策をしながら、必要な研修や派遣を行えるように検討した。	・奉仕員への関心を高め、受講者の意識の向上につながる取組を検討していくとともに、受講者と障害者や現役通訳者との交流の機会を設け、奉仕員の技術や活動意欲の向上を図っていく。 ・派遣については、利用者の増加やニーズの多様化に対応していけるよう、派遣体制の確保を図っていく。 ・新型コロナウイルス感染症対策をしながら、必要な研修や派遣を行えるように検討していく。	※令和5年2月時点 ○手話通訳相談員 ・市役所・各区役所等7箇所に配置。 ○各種奉仕員養成研修修了人数 ・手話奉仕員(入門)：15人 ・手話奉仕員(基礎)：未定 ・手話通訳者：未定 ○各種奉仕員養成研修受講人数 ・点訳(基礎)：8人 ・朗読(入門)：15人 ○手話奉仕員等派遣者数 ・手話通訳者：未定 ・要約筆記：未定(手書き)、未定(パソコン) ○要約筆記者養成研修修了人数： 手書き未定、パソコン未定※うち両コース未定 ○盲ろう通訳介助員養成研修修了人数：未定 ○盲ろう通訳・介助員派遣者数：未定 ・奉仕員への関心を高め、受講者の意識の向上につながる取組を検討していくとともに、受講者と障害者や現役通訳者との交流の機会を設け、奉仕員の技術や活動意欲の向上を図った。 ・派遣については、利用者の増加やニーズの多様化に対応していけるよう、派遣体制の確保を図った。 ・新型コロナウイルス感染症対策をしながら、必要な研修や派遣を行えるように検討した。	・奉仕員への関心を高め、受講者の意識の向上につながる取組を検討していくとともに、受講者と障害者や現役通訳者との交流の機会を設け、奉仕員の技術や活動意欲の向上を図っていく。 ・派遣については、利用者の増加やニーズの多様化に対応していけるよう、派遣体制の確保を図っていく。	
⑤安心して暮らせる生活環境の整備	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン	ひとにやさしいまちづくりの推進	バリアフリーの広報・啓発活動の実施 ・小学校からの依頼の出前講座（バリアフリー等に関する講座 1校 参加者計100名） ・心のバリアフリー啓発ポスター・クリアファイル作成及び配付（配付数 ポスター：459部 クリアファイル：1,584個 ポケットティッシュ：100個 ユニバーサルデザイン啓発グッズ 200個） ・啓発用ポスターの公共交通機関への掲示（令和4年1月～2月）掲示枚数 ポスター：410枚 ・バリアフリー情報紙の発行（年1回）		・出前講座は、小学校1校のみの依頼だったが、講座終了後に生徒からの個別に質問に対応することがあり、より深く関心を持ってもらうことができたこと考える。 ・啓発ポスター等は、新型コロナウイルス感染症の影響に波があったため、令和2年度と同様、会員や学校、市民センター等に配布し、現状できる範囲での啓発活動を行った。	バリアフリーに関して、引き続き周知・啓発に努めるとともに、一層の周知を図る。 また、バリアフリー法の改正に伴う、新たに周知・啓発をする情報の検討を進める。	バリアフリーの広報・啓発活動の実施 ・小学校からの依頼の出前講座（バリアフリー等に関する講座 1校 参加者計100名） ・心のバリアフリー啓発ポスター・クリアファイル作成及び配付（配付数 ポスター：245部 クリアファイル：700個 ポケットティッシュ：100個 ユニバーサルデザイン啓発グッズ 100個） ・啓発用ポスターの公共交通機関への掲示（令和5年2月～3月）掲示枚数 ポスター：412枚 ・バリアフリー情報紙の発行（年1回）	バリアフリーに関して、引き続き周知・啓発に努めるとともに、一層の周知を図る。 また、バリアフリー法の改正に伴う、新たに周知・啓発をする情報の検討を進める。	

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開	
⑤安心して暮らせる生活環境の整備	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン	バス及び地下鉄のバリアフリー化の推進	バス及び地下鉄のバリアフリー化の推進について、設備整備に向けた関係機関との調整	<p>(バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス車両 ノンステップバスの導入：25両 L E D行先表示器の更新：75両 ○バス停留所 電照式標識を設置：5か所 上屋・ベンチを設置：15か所 <p>(地下鉄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現仙台市交通局バリアフリー特定事業計画によるもの ・「ホームと車両の隙間縮小を図る櫛ゴムの設置」整備率47% (14/30駅) ・「触知案内図」「音声・音響案内設備」整備率100% (30/30駅) ・「エスカレーターへの進入可否表示ポール式案内装置と人感センサー設置」整備率83% (25/30駅) ・「下りエスカレーター増設」台原駅実施。 		<p>(バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス車両 令和3年3月に策定された「第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画」に基づき、着実に推進した。 ○バス停留所 広告付き上屋を予定より多く設置することができ、バリアフリー化を着実に推進した。 <p>(地下鉄)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仙台市交通局バリアフリー特定事業計画に基づき計画通り実施したことにより、「誰もが利用しやすい、安全で安心なバリアフリー空間の整備」に向けて、着実に推進している。 	<p>(バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月に策定された「第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画」に基づき、引き続き「バリアフリー化」の実施、推進を行っていく。 <p>(地下鉄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現仙台市交通局バリアフリー特定事業計画によるもの ・下りエスカレーター増設 (2駅) ・ホームと車両の隙間縮小を図る櫛ゴムの設置 (2駅) ・エスカレーターへの進入可否表示ポール式案内装置と人感センサー設置 (2駅) 	<p>(バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス車両 ノンステップバスの導入：22両 L E D行先表示器の更新：124両 中型車の入札不調により、ノンステップバス22両の導入により、全車両466両のうちノンステップバスが428両となった。 <p>○バス停留所</p> <ul style="list-style-type: none"> 電照式標識を設置：5か所 上屋・ベンチを設置：5か所 交通局設置上屋が入札不調だったこと、広告付き上屋の設置数が少なかったことにより、目標を下回る結果となった。 	<p>(バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス車両 ノンステップバスの導入：28両 L E D行先表示器の更新：81両 ○バス停留所 電照式標識を設置：5か所 上屋・ベンチを設置：8か所 (広告付き：5か所) <p>令和3年3月に策定された「第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画」に基づき、引き続き「バリアフリー化」の実施、推進を行っていく。</p>	
		(仮称) 青葉障害者福祉センターの整備	(仮称) 青葉障害者福祉センターについて、複合施設としての整備に向けた必要な機能の検討	旭ヶ丘地域との協議を継続し基本計画としてまとめるとともに、設計のために必要な内容を整理。		旭ヶ丘地域との合意形成を図りながら、設計に向けた準備作業を着実に進めることができた。	基本設計に着手	<ul style="list-style-type: none"> ・重心放デイや生活介護については必ずしも不足しているわけではない。 ・医療型ショートステイについては不足しており、市の施設などの活用も効果的であろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロボザルにより基本設計の委託業者を選定し、基本設計に着手することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計の完了。実施設計の着手。
		(2) サービス提供体制の基盤整備	生活介護事業所の整備・老朽化施設の建て替え等	<ul style="list-style-type: none"> ・受入枠の状況及び将来的な需要を考慮した生活介護事業所の新規整備に対する支援の検討 ・老朽化が進む民間生活介護事業所施設の改築・大規模修繕に対する整備促進の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期整備に向け需給状況の検証を行った。 ・本市が所有し生活介護事業所として運営法人へ貸与している建物の老朽化が著しいことから、運営法人による建て替えとその整備費への補助を想定し、前段の作業として令和3年度に本市所有の建物を解体。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期整備に向けた準備作業を着実に進めることができた。 ・予定通り事業を進めることができた。 	<p>老朽化が激しい民間の生活介護事業所の建て替えへの整備費補助を実施（建物が市の所有から民間所有へと変わる）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化に伴い、支援に支障が生じている。また、利用者からも建て替えや修繕を望む声が上がっている。 ・補助がなければ（法人の手出しのみでは）大規模修繕や建て替えは難しい。 ・市街化調整区域内での建て替えについても柔軟に対応してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が激しい民間の生活介護事業所の建て替えへの整備費補助を実施した（建物が市の所有から民間所有へと変わった）。 ・市内生活介護事業所の需給状況を鑑み、特に不足が見込まれる青葉区又は泉区において生活介護事業所の整備を行う事業を募集し、令和5年度に補助を実施する事業を選定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内生活介護事業所の需給状況を鑑み、青葉区にて施設を整備する事業に対し補助を実施する（令和4年度中に事業選定済み）。

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
⑤安心して暮らせる生活環境の整備	(2) サービス提供体制の基盤整備	指導監査の推進	<p>指定障害福祉サービス事業所の増加に伴う、不適切な届出や請求等の案件の増加</p>	<p>○実地指導・監査 計29箇所（52サービス） ・障害者支援施設 7箇所（21） ・障害福祉サービス事業所 7箇所（12） ・障害児入所施設 2箇所（5） ・障害児通所支援事業所 2箇所（3） ・相談支援事業所 0箇所（0） ・地域活動支援センター等 6箇所（6） ・福祉ホーム 0箇所（0） ・児童発達支援センター 11箇所（11）</p> <p>※（ ）内はサービス数。事業所単位であり法人単位ではない。同一施設内で複数のサービスを提供している場合、箇所数はいずれか1項目にのみ計上。</p> <p>※2月に予定していた障害者支援施設1施設と障害児入所施設1施設の一般監査・実地指導は書面により実施。8月と2月に予定していた障害者支援施設3施設への一般監査・実地指導は令和4年度へ延期。</p> <p>○新規事業所訪問 計8箇所（9サービス） ・障害福祉サービス事業所 5箇所（6） ・障害児通所支援事業所 2箇所（3）</p> <p>○集団指導 ・障害福祉サービス事業者等感染拡大防止対策オンライン研修会を、令和3年9月14日に開催。入所系・通所系事業所運営法人281法人に案内送付し、104事業所が参加。 ・障害福祉サービス事業者等集団指導オンライン研修会を、令和4年2月28日と3月1日の2日間で実施。指定事業所運営法人442法人に案内送付し、2日間とも約520事業所が参加。またホームページ上へ資料掲載し、自主点検票を提出いただいた。</p>	<p>○実地指導・監査、新規事業所訪問 苦情・通報の多い事業所や、令和3年度報酬改定に伴い事前届出書類だけでは算定要件を満たしているか確認し難い事業所などについて、実地指導や新規事業所訪問を実施した。</p> <p>また、社会福祉法人施設等への一般監査・実地指導、本市指定管理施設の児童発達支援センターへの実地指導等を実施した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、障害者支援施設1施設と障害児入所施設1施設の一般監査・実地指導について書面により実施したほか、障害者支援施設3施設への一般監査・実地指導を令和4年度へ延期した。</p> <p>○集団指導 令和3年度は、令和2年度に実施したオンライン研修（BCP）の内容を拡充し、複数の項目において講義形式の指導を行うことで、障害福祉サービス事業所等の適正な運営において必要な指導を行うことができた。</p> <p>また、従来の対面での集団指導と比較し、オンライン研修では人数面での制約が少ないため、多くの事業所職員が参加可能となった。</p>	<p>○実地指導・監査、新規事業所訪問 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮しつつ、障害福祉サービス等の質の確保・向上及び自立支援給付の適正化を図るため、引き続き実地指導を中心に指導・監査に努めていく。</p> <p>具体的には、苦情や通報の多い事業所や、前回実地指導以降期間が空いている事業所等を重点的に選定しグループ化、更にそのグループから月ごとに事業所を選択し、実地指導を行う。</p> <p>また、新規開設直後の事業所に対し適正な運営の確認を目的とした「新規事業所訪問」を実施する。</p> <p>○集団指導 オンラインでの集団指導を基本とし、内容については実地指導や指導監査等で実際に指摘した事例等の紹介を中心に、運営適正化のための指導を継続する。</p>	<p>○実地指導・監査 計34箇所（60サービス） ・障害者支援施設 4箇所（13） ・障害福祉サービス事業所 13箇所（25） ・障害児入所施設 2箇所（5） ・障害児通所支援事業所 4箇所（6） ・相談支援事業所 0箇所（0） ・地域活動支援センター等 0箇所（0） ・福祉ホーム 0箇所（0） ・児童発達支援センター 11箇所（11）</p> <p>※（ ）内はサービス数。同一施設内で複数のサービスを提供している場合、箇所数はいずれか1項目にのみ計上。</p> <p>※障害児通所支援事業所については臨時監査2箇所2サービス含む。</p> <p>○新規事業所訪問 計10箇所（15サービス） ・障害福祉サービス事業所 7箇所（9） ・障害児通所支援事業所 3箇所（6）</p> <p>○その他訪問指導 計3箇所（3サービス） ・障害福祉サービス事業所 3箇所（3）</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の時期に一時訪問等を控えたものの、引き続き苦情・通報の多い事業所等について、指定基準に基づき指導・監査を行い、適切な事業運営に向けて、改善を促すことができた。また、不正疑いの情報提供があった事業所に対しては、機動的に訪問・調査等を実施した。</p> <p>○集団指導 令和4年度はオンライン研修（オンデマンド配信）を2回実施。実地指導や指導監査等で指摘した事例等の紹介を含めた複数の項目において、講義動画の配信及び資料を掲載し、受講後、自主点検票を提出いただいた。</p> <p>【第1回】 受講期間：R4.10.7～R4.11.2 参加事業所数：507事業所 参加者数：825名</p> <p>【第2回】 受講期間：R5.2.28～R5.3.20 従来の対面での集団指導と比較し、オンライン研修では人数面の制約が少なく、時間調整等も容易であるため、より多くの事業所職員が参加することが可能となり、障害福祉サービス事業所等の適正な運営において必要な指導を行うことができる見込みである。</p>	<p>○実地指導・監査、新規事業所その他訪問 新型コロナウイルス感染症の拡大防止には引き続き考慮しつつも、障害福祉サービス等の質の確保・向上及び自立支援給付の適正化を図るため、引き続き積極的に実地指導を中心に指導・監査に努めていく。</p> <p>具体的には、苦情や通報の多い事業所や、前回実地指導以降期間が空いている事業所等を重点的に選定しグループ化、更にそのグループから月ごとに事業所を選択し、実地指導を行う。</p> <p>また、新規指定間もない事業所に対し適正な運営の確認を目的とした「新規事業所訪問」についても引き続き実施する。</p> <p>更に、不正疑いの情報提供があった事業所に対しても、機動的に訪問・調査を行なうことにより、早期に事業所運営や利用者処遇の改善を促していく。</p> <p>○集団指導 オンラインでの集団指導を基本とし、内容については実地指導や指導監査等で実際に指摘した事例等の紹介を中心に、運営適正化のための指導を継続する。</p>	
			(3) 防災・減災等	人工呼吸器装着児者等に対する災害時個別支援計画作成の推進	<p>・災害時個別支援計画未策定の在宅人工呼吸器常時装着児者への計画策定 ・支援者間で定期的に災害時個別支援計画の検証・修正を行う仕組みづくり</p>	<p>○各区障害高齢課及び各総合支所保健福祉課における災害時個別計画新規作成着手 15件 ○災害時想定実地訓練 4件 ○災害時個別計画に関する講演 ・11/19 青葉区難病患者等支援者研修会「ALS患者支援の流れ～在宅療養を維持していくために～」 ・12/10 宮城野区難病患者等支援者研修会「難病患者の水害時の備えと取り組みについて」 ・1/13 太白区難病患者等支援者研修会「ALS患者の在宅支援を知らう～コーディネートのコツ～」</p>	<p><難病患者支援を行っている事業所より> ・相談支援事業所として、災害時個別計画については地区の担当保健師と家族が話し合って作ったという結果報告のみを受けることがあるが、そもそも災害時個別計画のことが自体が話題にすら上がらないことが多い。作成の情報が無いとケアプランに反映させることができないため、作成後の情報の共有という課題もある。 ・相談支援事業所が中心になって個別災害計画を作成するとすると、どこまでできるのか分からない。 ・備えておくことの必要性は感じているが、具体的に動けていない。 ・サービス担当者会議でも災害に関する話題が出ることもあるが、毎回出るものではない。</p>	<p>災害時個別計画の作成・実地訓練の実施について、その概要や必要性を知らないことにより対象者や家族、支援者の理解が得られにくかったり、新型コロナウイルス感染症の影響により支援の介入が難しくかったりした。</p> <p>こうした困難な状況の中でも、支援者が集まって机上訓練を行うなど実施方法を工夫するケースも出てきている。</p> <p>また、前述の研修以外でも各区主催の支援者向け研修会において、在宅での生活で災害等について考えることの必要性の講話も取り込んでおり、支援者への周知の機会を増やすことに努めている。</p>	<p>災害時個別計画の常時人工呼吸器装着児者の作成率の目標を70%とする。</p> <p>また、災害時個別計画作成及び実地訓練の必要性を理解してもらうため、災害時個別計画のチラシを窓口で配布する等、啓発に努めていく。</p>

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
⑤安心して暮らせる生活環境の整備	(3) 防災・減災等	事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画(BCP)の策定を促進する研修会をオンラインにより開催した。 ・BCP未策定の事業所向けに基本的な内容から、策定後の見直し等に係る内容まで、幅広い内容で実施した。 ・BCP研修（令和4年2月28日）参加524事業所 		研修前に市内事業所向けにアンケートを実施し、市内事業所の現状や要望を踏まえた研修内容とした。	引き続き、BCPの専門家（講師）と連携し、事業所におけるBCP策定割合の増加を目指す。		<ul style="list-style-type: none"> ・BCP研修（令和5年2月28日～3月20日）集団指導と合わせ、開催方法をオンデマンド形式に変更した。受講者の都合に合わせて視聴可能となることから、受講率と理解度の向上が期待できる。また、集団指導の期間が過ぎても、動画の視聴を可能としたことから、不明な点があれば繰り返し視聴してもらおうなどし、策定率の向上に寄与させたい。 	令和6年度のBCP策定義務化に向け、集団指導の一環として実施するBCP研修等を活用し、有効なBCP策定の支援を図る。
		災害時要援護者情報登録制度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時個別支援計画未策定の在宅人工呼吸器常時装着児者への計画策定 ・支援者間で定期的に災害時個別支援計画の検証・修正を行う仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者リストを町内会・民生委員などの地域団体等へ4回（6月・9月・12月・3月）配布。 ・災害時要援護者情報登録制度登録者数：10,055人 ・BCP研修（令和4年2月28日）参加524事業所 		登録者総数は前年度より減少したが、各種福祉サービス手続きに合わせた窓口での勧奨により、229人（うち障害者62人）が新規登録を行っており、一定の制度周知が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における支援体制についてその実情の把握に努めるとともに、アドバイザーの講師派遣や出前講座などを通じ、地域の実情に合わせた支援を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者リストを町内会・民生委員などの地域団体等へ3回（6月・9月・3月）配布。 ・災害時要援護者情報登録制度登録者数：9,698人 ・リスト提供先町内会数：1150団体 ・地域における災害時要援護者支援に関する勉強会への出前講座5回、支援アドバイザーの派遣3回 ・コロナの影響を受け、令和2-3年度は民生委員児童委員から対象者への登録勧奨の依頼を控えていたが、感染状況の動向を踏まえ、無理のない範囲で登録勧奨を依頼したところ、昨年度より新規登録者数が増加した。 ・地域の勉強会への講師派遣依頼も増えており、地域の支援体制づくりへの関心の高まりがうかがえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者世帯調査の実施に合わせ、災害時要援護者情報登録制度の勧奨を民生委員児童委員に依頼するなど、支援の必要な方が登録されるよう取り組みを進める。 ・地域での取り組みを後押しするため、令和6年度に「地域での取り組み事例集」の改訂版作成を目指し、取り組みが進んでいる地域の情報収集を行う。
	(4) 事業所支援・人材支援	障害福祉サービス従事者確保支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の枠を超えた職員との交流等による人材確保定着支援の強化 ・障害福祉サービスのイメージ向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解の啓発と併せて障害福祉分野の人材確保に向けた広報を実施。（特設サイトの開設：令和3年12月～令和4年3月、特設サイトへ誘導するためのWeb広告：令和3年12月） ・Web広告表示回数2,158,872回、クリック数3,519回、クリック率0.16% 		<ul style="list-style-type: none"> ・Webを活用し、10代～30代の若い世代にターゲットを絞って広報を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Webを活用した広報について、引き続き実施する。 ・人材確保・定着に向けたセミナーを開催予定。 	<ul style="list-style-type: none"> <特設サイトの開設> ・障害理解啓発と障害福祉分野の人材確保に向けた広報のため、特設サイト「無関心を壊せ。違いに目を向けよう。」の開設及びサイト誘導のためのWeb広告を実施。（サイト公開期間：令和4年11月21日～令和5年3月31日、Web広告期間：令和4年12月1日～12月21日） ・Web広告表示回数2,023,883回、クリック数10,620回、クリック率0.52% <人材確保・定着に向けたセミナーの開催> ・「人材確保計画の作成と活用方法セミナー」の開催(令和5年2月21日開催) ・参加事業所数：26事業所 Webを活用した広報については、昨年度を大きく上回るクリック数/クリック率となったことから、より多くの方に情報を発信することができたものと評価できる。 また、事業所向けセミナーについては、当初定員を超える申し込みがあったことから、事業所のニーズにマッチしたセミナーを提供できたものと考えられる。 	令和4年度の事業実績や事業所の人材確保に関する現状等に基づき、引き続きWebを活用した広報を実施するほか、人材確保(採用)と定着(離職防止)の各観点から、事業所支援を実施する。

令和4年度 仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

- ・令和4年度は、障害者保健福祉計画（平成30年度～令和5年度）の5年目にあたり、令和2年度に策定した中間評価報告書の内容および令和3年度の量的・質的モニタリング結果等も踏まえ、引き続き施策を着実に進める年度である。
- ・施策体系を整理して推進しているところであるが、施策体系ごとの推進状況について、令和3年度に引き続き以下のとおり進捗管理を行うもの。

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）	
令和5年3月16日	資料1

現計画における施策体系	重点分野を中心とした主な事業	中間評価報告書における左記事業の主な課題	量的モニタリング結果（令和3年度実績）	令和3年度質的モニタリングで出た意見等	令和3年度実績に対する評価	令和4年度事業の進め方（重点分野を中心とした主な事業）	令和4年度質的モニタリングで出た意見等	令和4年度実績見込み及び評価	令和5年度施策展開
⑤安心して暮らせる生活環境の整備	(4) 事業所支援・人材支援	各専門相談機関や相談支援事業所、障害者就労支援センター等による研修やセミナー等の実施	<p>（障害者総合支援センター）</p> <p>(1) 高次脳機能障害支援者研修（オンデマンド配信）1回目104人受講、2回目133人受講</p> <p>(2) 呼吸リハビリテーション支援者研修会 2月開催 35名参加（オンライン開催）</p> <p>(3) 重度障害者コミュニケーション支援研修会開催 23名参加</p> <p>(4) 福祉用具専門研修会『車椅子適合支援研修会』11月開催 36名参加（参集）</p> <p>（精神保健福祉総合センター）</p> <p>(1) 精神保健福祉初任者研修 1回開催、101人参加（オンライン参加含む）</p> <p>(2) 依存症関連問題研修会 1回開催、54人参加（オンライン開催）</p> <p>(3) 自殺予防研修（ゲートキーパー養成研修）4回開催、260人参加（専門職研修）2月1日～16日オンデマンド配信 156名参加（申込数）</p> <p>(4) 思春期問題研修講座 1回開催、88人参加</p> <p>（発達相談支援センター）</p> <p>(1) 発達障害基礎講座 オンデマンド配信（令和3年6月30日～令和3年10月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一部 2,653回再生 ・第二部 1,229回再生 <p>(2) アーチル発達障害特別講座</p> <p>・「地域でトラブルを抱える人をみんなで支える」令和3年10月27日オンライン開催、100名参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講座事例検討会1回、22名 ・医療的ケア児等フォローアップ研修（宮城県と共催） 1回開催、28名参加（うち市内10名） <p>(3) アーチル夏の研修会 オンデマンド配信（市立小中学校教職員対象）103校 915名視聴</p> <p>(4) 生活介護研修 令和4年2月17日オンライン開催（19事業所、29名）</p> <p>(5) 行動障害研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師がグループホームを訪問して実施（グループホーム職員への実地研修）計3回（3事業所、延べ29名） <p>(6) 宮城県・仙台市かかりつけ医等発達障害対応力向上研修（11月28日にWEBにより実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の小児科医を対象：60名参加 テーマ「発達障害と不登校」 <p>(7) 宮城県・仙台市医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修（全4回）：支援者・コーディネーターあわせて95名参加（うち市内49名）</p> <p>(8) アーチル療育セミナー</p> <p>コロナウイルス感染状況を踏まえ中止</p>	<p>（障害者総合支援センター）</p> <p>研修の目的に応じて、開催方法の工夫を行いながら実施した。</p> <p>（精神保健福祉総合センター）</p> <p>会場参集型とオンライン型研修を併用し、コロナ禍の状況に合わせて参加者が参加しやすい環境を整備しながら実施した。</p> <p>（発達相談支援センター）</p> <p>一部は中止となったが、オンライン開催やオンデマンド形式など開催方法の工夫を行いながら、参加者のニーズを踏まえた研修の実施に取り組むことができた。</p>	<p>（障害者総合支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害支援者研修 年2回開催予定 ・車椅子適合支援研修会 年1回開催予定 <p>（精神保健福祉総合センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉初任者研修 年2回開催予定 ・依存症関連問題研修会 年1回開催予定 ・アディクションについての支援者向け勉強会 年10回開催予定 ・ゲートキーパー養成研修 年1回開催及び過時講師派遣にて開催予定 ・自死専門職研修 年1回開催予定 ・思春期問題研修講座 年1回開催予定 <p>（発達相談支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害基礎講座 オンデマンド配信予定 ・アーチル発達障害特別講座 2回程度実施予定 ・医療的ケア児等フォローアップ研修（宮城県と共催） 1回開催予定 <p>・アーチル夏の研修会 オンデマンド配信予定（市立小中学校教職員対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護研修 1回開催予定 ・行動障害研修 随時実施予定 ・宮城県・仙台市かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 1回開催予定 ・宮城県・仙台市医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修 全4回開催予定 ・アーチル療育セミナー 1回開催予定 	<p>（障害者総合支援センター）</p> <p>事業所（支援者）同士の顔の見える関係が大切であり、こういった関係があると自分からわからないことがあった際に教えてもらえることもある。また、支援者は当事者の方々の一瞬の幸せのために業務に従事している等のお話があった。研修会実施にあたっては、知識だけではなく、支援の考え方を共有できるようなグループワーク等も検討する。</p>	<p>（障害者総合支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害支援者研修 基礎講座（オンデマンド配信）88名受講 ・ステップアップ研修18名受講 ・呼吸リハビリテーション支援者研修会 2月10日開催予定 30名参加見込み ・福祉用具専門研修会（車椅子適合支援研修会） R5.2中にせんだいチューブで動画配信にて実施予定 ・重度障害者コミュニケーション支援研修会 R4.11.30開催 34名参加 <p>オンデマンド配信やWEB開催の形式を取り入れたことで昨年よりも受講者数が増加した。基礎研修等の座学メインの研修については、今後も同様の形式で実施する方向性。</p> <p>（精神保健福祉総合センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉初任者研修 1回開催（ハイブリッド）132名参加 ・依存症関連問題研修会 1回開催（ハイブリッド）73名参加 ・アディクションについての支援者向け勉強会 年8回開催予定 80名参加見込 ・ゲートキーパー養成研修 1回開催（オンライン）87名参加 他に、せんだいtube動画配信を実施 ・自死専門職研修 1回開催（オンデマンド配信）146名参加 ・思春期問題研修講座 1回開催（オンデマンド配信）139名参加 <p>研修を開催するにあたっては、ハイブリッド型やオンデマンド配信を取り入れるなど、受講しやすい環境を整備して実施した。</p> <p>（発達相談支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害基礎講座 オンデマンド配信中（令和4年9月15日～令和5年3月31日） ・医療的ケア児等フォローアップ研修（宮城県と共催） 2回開催予定 <p>・アーチル夏の研修会 オンデマンド配信予定（市立小中学校教職員対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護研修 2回開催（1回目10月12名（ワナイ）、2回目2月16日開催予定） ・発達障害成人期講座（就労編）1月開催 52名参加（ワナイ） ・行動障害研修 放課後等デイサービス事業所：17回（見込）、グループホーム：2回、生活介護事業所：3回 ・宮城県・仙台市かかりつけ医等発達障害対応力向上研修（12月11日にWEBにより実施） 県内の小児科医を対象：11名参加 テーマ「症例検討/発達障害における課題と支援」 ・宮城県・仙台市医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修 全4回開催予定 ・アーチル療育セミナー 1回開催予定（R5.3.8開催予定） ・アーチル20周年記念研修会（11月29日開催） <p>支援者向け：360名参加</p> <p>テーマ「発達障害児者支援のこれからを考える」</p> <p>オンデマンド配信やWEB開催など、開催方法の工夫を行いながら、対象者のニーズを踏まえたテーマで研修を実施した。参集型のセミナー等についてもコロナウイルス感染予防に留意しながら再開した。</p>	<p>（障害者総合支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害支援者研修 年2回開催予定 ・呼吸リハビリテーション支援者研修会 年1回開催予定 ・福祉用具専門研修会（車椅子適合支援研修会） 年1回開催予定 ・重度障害者コミュニケーション支援研修会 年1回開催予定 <p>（精神保健福祉総合センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉初任者研修 年1回開催予定 ・依存症関連問題研修会 年1回開催予定 ・アディクションについての支援者向け勉強会 年10回開催予定 ・ゲートキーパー養成研修 年1回開催及びせんだいtube動画配信を継続 ・自死専門職研修 年1回開催予定 ・思春期問題研修講座 年1回開催予定 <p>（発達相談支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害基礎講座 Web予定 ・発達障害特別講座 2回程度予定 ・医療的ケア児等フォローアップ研修（宮城県と共催） 2回開催予定 ・宮城県・仙台市医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修 全4回開催予定 ・宮城県・仙台市かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 1回開催予定 ・アーチル療育セミナー 1回開催予定 	